

常任委員会資料
平成28年(2016年)3月9日(水)
教育委員会事務局学校支援課

**滋賀のめざす特別支援教育ビジョン
(実施プラン) (案)**

平成28年 月

滋賀県教育委員会

目 次

はじめに

第1 滋賀のめざす特別支援教育	1
1 実施プラン策定の考え方	1
(1) 本県特別支援教育のめざす姿	
(2) 実施プランの位置付け	
(3) 実施プランの策定とその実施に向けた市町との協働	
(4) 実施プランの期間	
(5) 進捗管理と実施プランの見直し	
2 現状と課題	3
(1) 卒業後の進路の状況	
(2) 児童生徒の状況	
(3) 就学時の状況	
3 取組の方向性と各校園等の将来の姿	10
(1) 取組の方向性	
(2) 各校園等の将来の姿	
幼稚園・保育所・認定こども園等	
小学校	
中学校	
高等学校	
特別支援学校(幼・小・中・高等部)	
各校園等を通して	
第2 具体的取組	16
1 社会的・職業的自立の実現	16
(1) 小中高の一貫したキャリア教育の実施	
(2) 小学校におけるキャリア教育の充実	
(3) 中学校におけるキャリア教育の充実	
(4) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	
(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	
2 発達段階に応じた指導の充実	19
(1) 各発達段階に共通した事項	
(2) 幼稚園・保育所・認定こども園等の段階	
(3) 小学校段階	
(4) 中学校段階	
(5) 高等学校段階	
(6) 特別支援学校各学部段階	

3 教員の指導力や専門性の向上	22
(1) 管理職のマネジメント力の強化と教職員対象研修の実施	
(2) 指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進	
(3) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上	
(4) 専門性向上に係る研修・研究の充実	
4 教育環境の充実	24
(1) 共に学ぶための新たな仕組みづくり	
(2) 小中学校における充実	
(3) 高等学校における充実	
(4) 特別支援学校における充実	
5 教育における連携（役割分担）の推進	27
(1) 県と市町との連携	
(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携	
6 適切な就学相談の推進	29
(1) (仮称) 県教育支援委員会の設置と充実	
(2) 適切な就学相談システムの構築	
(3) 総合教育センターの相談支援機能の強化	
 第3 計画の目標とロードマップ	31
1 社会的・職業的自立の実現	31
2 発達段階に応じた指導の充実	34
3 教員の指導力や専門性の向上	36
4 教育環境の充実	38
5 教育における連携（役割分担）の推進	40
6 適切な就学相談の推進	42
 資料	44

はじめに

今、特別支援教育は、これまでの特別支援学校や特別支援学級を中心とした「特別な場」による指導から、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育へとそのあり様を大きく変えていこうとしています。そして、全ての子どもたちがその生活の場である「地域」において、障害の有無にかかわらず共に学び、「地域で生きていくための力」を身に付けていく教育の実現が求められています。

このため、これまでの「特殊教育（障害児教育）」や「特別支援教育」が培ってきた「障害のある子どもに対する指導の専門性」を保ちつつ、さらに障害のある子どもと障害のない子どもが共に同じ場で学ぶための新たな仕組みづくりを進めることが大変重要です。

滋賀県教育委員会では、「インクルーシブ教育」の理念を広く周知し、その理念の実現に向けた「インクルーシブ教育システムの構築」を推進するため、現状を昭和54年の養護学校義務制施行に続く新たな特別支援教育のステージと捉え、まずは、これまでの特別支援教育の成果を踏まえ、さらに抜本的な見直しを図るところから、その改革を進めてきました。

この過程において、平成26年度には、有識者による「滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会」を設置し、委員の皆様からは「障害のない子どもが障害のある子どもに何かをしてあげるというのではなく、お互いが学び合い、共に成長していくという視点が大切である」「一人ひとりの教育的ニーズを踏まえ、可能な限り、同じ場で互いに学び合うことが、全ての子どもの成長につながる」など、いくつものご示唆をいただきました。

こうした懇話会の皆様からいただいた様々なご意見や各市町教育委員会等のご意見を踏まえ、県教育委員会では、今後、本県がめざす特別支援教育として、平成27年3月に「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」を策定したところです。

基本ビジョンでは、子どもたちの「社会的・職業的自立」の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが互いの違いやよさを認め合い磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点等を踏まえた集団づくりを進めつつ「発達段階に応じた指導の充実」を図る必要があり、そのための「教員の指導力や専門性の向上」を実現させていくことが大変重要であることを明らかにしました。

また、こういった取組を支えるための土台となる「教育環境の充実」や「教育における連携（役割分担）の推進」などを通して、様々な力を持つ全ての子どもたちが、地域で共に学び、互いに認め合い共に育つことができる「適切な就学相談」を推進していくことしました。

これまでの日本の教育は、どちらかというと同質性を追求し、ややもすると画一的になりがちとなって、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばすことが苦手であった傾向がありました。しかし、大きく社会が変わりつつある今日こそ、多様性を尊重した教育を進めることができており、また、子どもたち一人ひとりが多様であるからこそ、様々な学び合いがあり、よりよい社会づくりにつながっていくのではないかと考えています。

本実施プランが掲げる共生社会とは、社会の構成員たる一人ひとりが、各々の価値をしっかりと大切にしつつ、同時にまわりの多様な人々の価値を大切にしていく社会であります。そして、自己と他者と共に大切にするインクルーシブ教育を推進することにより、様々な考え方や力を持っている一人ひとりが、互いに助け合い認め合い、一緒に何かを創り出していく中で、より一層豊かな社会をつくり上げていくことができると考えています。

障害のある子どもも障害のない子どもも一人ひとりが様々な力を持っており、そうした子どもたち全員の力を、子どもたちに関わる全ての人や関係機関・団体などが、協力してしっかりと引き出し、互いに認め合い共に育つインクルーシブ教育を進めていくことこそが、新しい社会づくりにおいて大変重要となってまいります。

また、地域で共に学ぶことにより、障害のある子どもは、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きるために生活基盤を形成することにつながり、障害のない子どもにとっても、同じ地域で生きる一人ひとりを正しく理解し、共に助け合い支え合って生きることの大切さを学ぶなど、個人の価値や多様性を尊重する態度を養うことにつながるものと考えています。

こうした考え方に基づき、本実施プランでは、基本ビジョンに示した基本の柱である「共に学ぶ」を中心とした7つの柱（観点）に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが共に育つことのできる教育とその指導の充実をめざして、具体的な取組を取りまとめました。

この自己と他者と共に大切にするインクルーシブ教育を各学校園や地域など、あらゆる教育の場において推進していくことにより、今日私たちが直面する多くの課題、例えば、いじめや不登校といった問題に対しても、その解決の糸口を見出すことができるのではないかでしょうか。将来の希望に満ちた輝かしい社会の実現に向けて、子どもたちと共に、新しい社会、新しい時代をつくっていくことができればと心から願っています。

県教育委員会では、今後もより一層、国や各市町教育委員会、また各学校園等や保護者の皆様ならびに地域、関係機関、経済団体等、子どもに関わる全ての皆様と共に、連携・協働しながら、本県の特別支援教育のさらなる充実と発展に向けて、取り組んでまいりたいと考えています。

結びに、本実施プランの策定にあたり、貴重なご意見を頂戴し作成にご協力いただきました各市町教育委員会の皆様、ならびにご意見を頂戴しました関係の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本実施プランの実現に向け今後益々のご支援とご協力をお願いいたします。

平成28年 月
滋賀県教育委員会

第1 滋賀のめざす特別支援教育

1 実施プラン策定の考え方

(1) 本県特別支援教育のめざす姿

インクルーシブ教育システム¹構築に向けた本県特別支援教育の“めざす姿”を、次のように取りまとめる。

- 障害のある子どもも障害のない子どもも、地域と共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる。
- 障害のある子ども一人ひとりが、義務教育の段階においては「地域で学ぶ」ことを基本とし、就学後の成長や学習課題の進展等により、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
- 「(地域で) 共に学ぶ」ことにより、様々な力を持つ全ての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

(2) 実施プランの位置付け

本プランは、「第2期滋賀県教育振興基本計画」²（平成26年3月）ならびに「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」³（平成27年3月）に基づき、中長期的な視点に立って、特別支援教育を推進するための取組を、具体的な実施計画として取りまとめている。

¹ インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

² 第2期滋賀県教育振興基本計画

現下の教育課題に対応し、滋賀の教育の一層の推進を図るため、平成26年3月に策定した基本計画。計画期間は、平成26年度から30年度までの5年間。(教育の基本目標)「未来を拓く心豊かでたくましいひどづくり～学び合い支え合う『共に育つ』滋賀の教育～」

基本計画の主要な柱の一つとして「インクルーシブ教育システムの構築」に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けられるよう配慮します。また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。」と特別支援教育の推進を挙げている。

³ 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）

「第2期滋賀県教育振興基本計画」に示した重点取組である「共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進」の実現に向けて、平成27年3月に策定。(基本理念)「障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、『地域で共に生きていくための力』を育てる。」

(3) 実施プランの策定とその実施に向けた市町との協働

- 実施プランの立案にあたっては、各市町との丁寧な意見交換のもと、それぞれの市町の教育資源⁴などに留意しながら策定する。
- プランの実施にあたっては、各市町のニーズや教育資源などを踏まえるとともに、個々の課題に応じた県と市町との共同研究等により、連携・協働して取り組む。
また、併せて地域の特別支援教育推進の核となる人材の育成に努める。

(4) 実施プランの期間



- 平成28年度から平成30年度までの3年間を導入期、続く平成31年度から平成32年度までの2年間を定着期とし、その後の平成33年度から平成37年度までの5年間を拡大期として、10年先を見据えながら取り組む。
- また、重点的に取り組む期間を、平成28年度から平成32年度までの概ね5年間とする。

(5) 進捗管理と実施プランの見直し

- 毎年度、実施プランの進捗状況や施策の実施状況等を点検し、市町教育委員会や関係機関等からの意見を踏まえ、翌年度以降の施策に反映させ、実施プランのさらなる推進を図る。
- 国の動向や社会情勢などの特別支援教育を取り巻く環境の変化および施策の進捗状況等を踏まえ、導入実施3年目の平成30年度末を目途に必要に応じた見直しを行う。

⁴ 教育資源

(参考)「地域内の教育資源(幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室)それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子供一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により域内のすべての子供一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。例えば、地域内の関係者でケース検討会議を行い特定の子供の合理的配慮について検討したり、通級指導担当教諭が地域内の各学校を巡回指導したりするなどの取組が考えられる。」(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」H24.7.23 中教審初等中等教育分科会より)

※「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

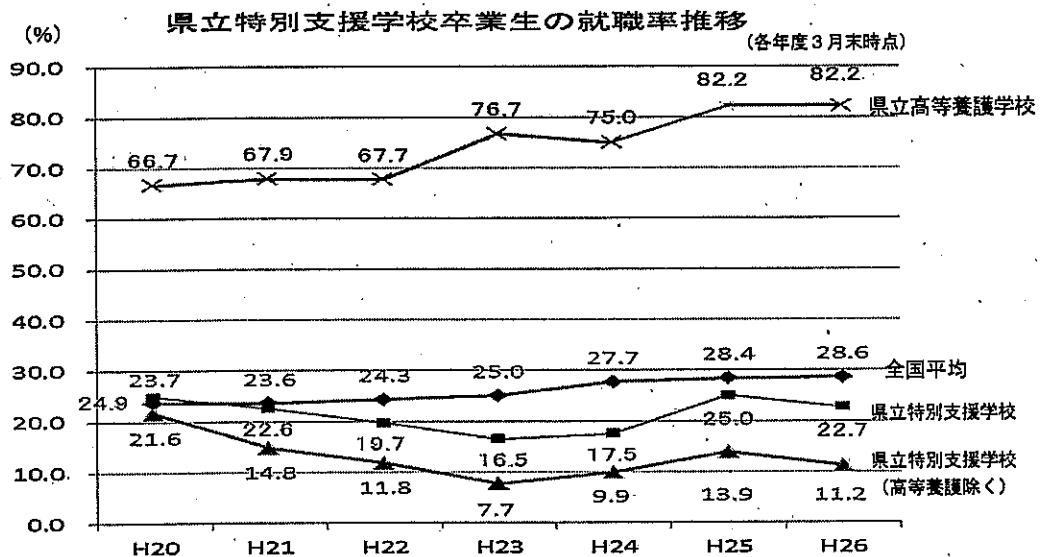
中央教育審議会初等中等教育分科会において、障害者の権利に関する条約のインクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえた教育制度の在り方等について検討され、取りまとめられた報告

2 現状と課題

本県の特別支援教育の現状と課題を、卒業後の進路の状況、児童生徒の状況、就学時の状況の3つの観点から、以下の通り整理する。

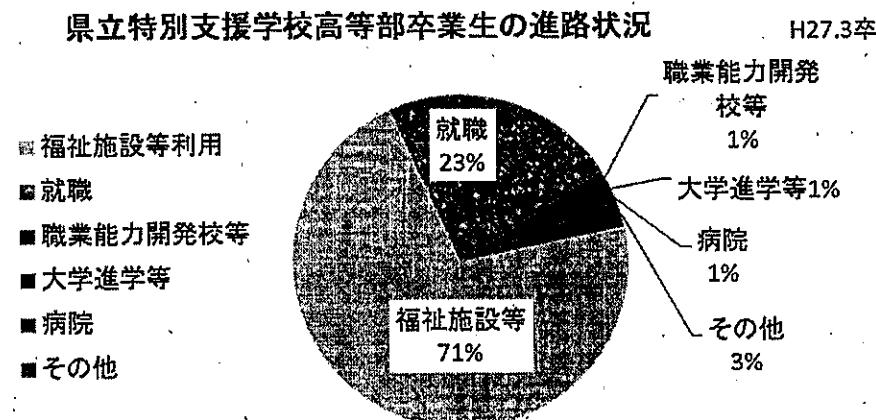
(1) 卒業後の進路の状況

- ① 県立高等養護学校の就職率は、近年8割を超えるなど高い就職率を示しているが、その一方で本県特別支援学校全体では、未だ全国平均に達しない状況にある。



⇒ 知能併設の特別支援学校高等部を中心に、一般企業等への就労に向けた取組を充実していく必要がある。

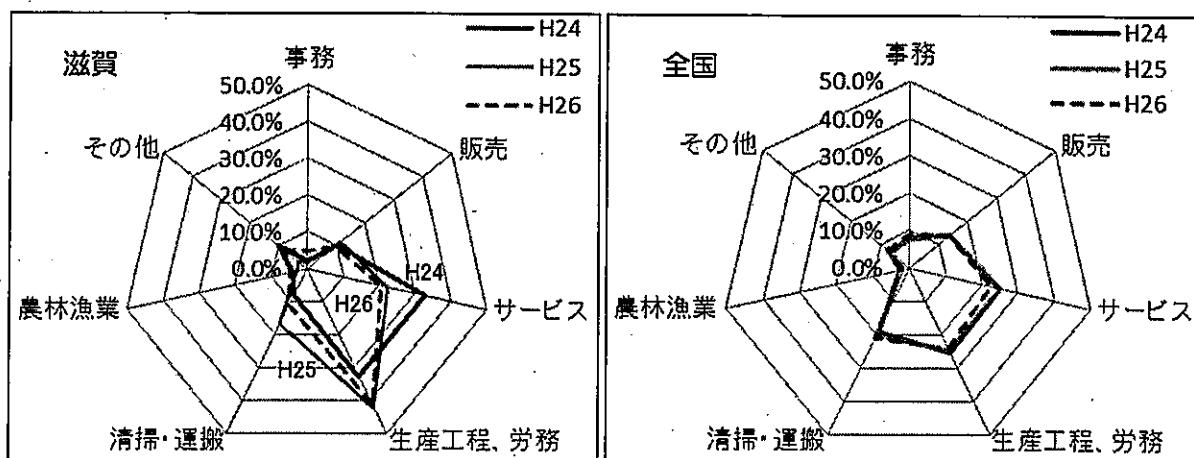
- ② 平成26年度県立特別支援学校高等部の卒業生の進路状況は、全卒業生のうち198人の生徒が、福祉施設の生活介護事業や就労継続事業などを利用している。また、企業等への就職者は63人となっている。



⇒ 福祉施設等の利用が71%と高い数値を示していることから、一般企業等とのマッチングを促進し就労につなげていくよう取組を充実していく必要がある。

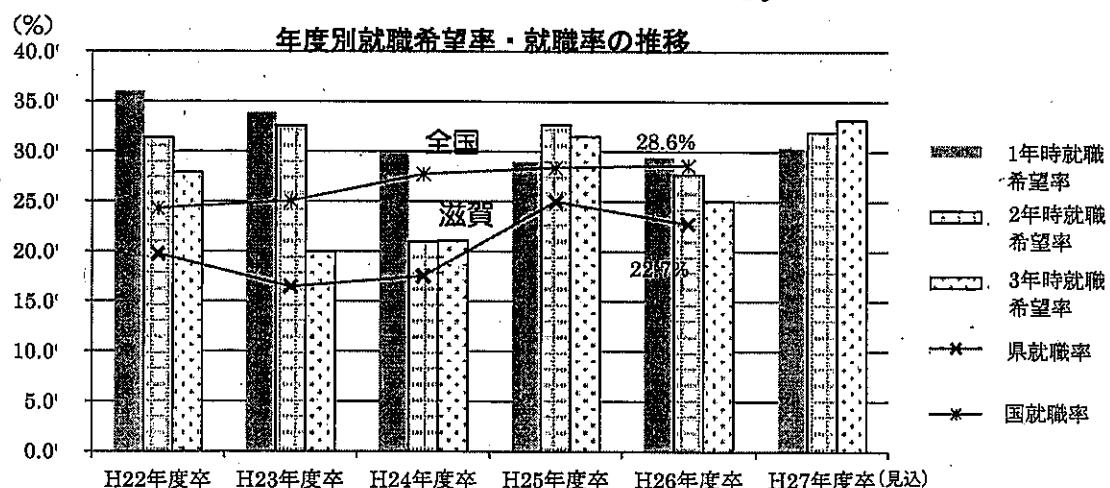
- ③ 本県および全国の平成 24 年度から平成 26 年度までの卒業生の就職先を職種で示しているが、滋賀県では、生産工程・労務関係への就職が特に多い。

県立特別支援学校卒業生の主な就職先職種とその分布(国との比較)



⇒ 本県が生産工程・労務関係への就職が多く、これは滋賀県に工場立地が多いいためであると思われるが、それぞれの生徒の適性に合った職域を拡大するためには、農林漁業や事務など様々な職種への開拓を進める必要がある。

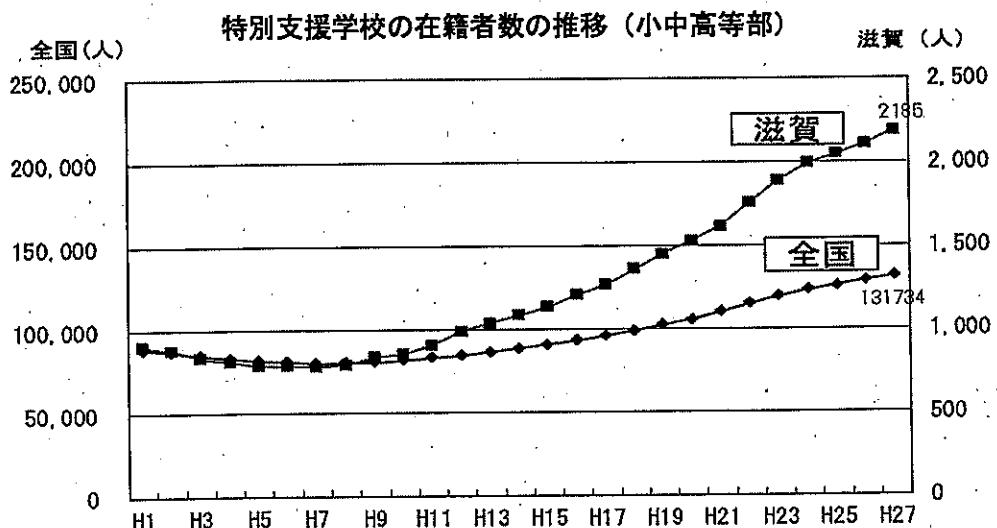
- ④ 特別支援学校卒業生の就職率と在学中の就職希望率との相関をみると、生徒の就職希望率が実際の就職率に大きく影響していることがわかる。



⇒ 卒業時の一般企業への就労を高めていくためには、基礎的な技能、コミュニケーションの力、また仕事に向かう態度や体力等を身に付ける必要があるが、それ以前の問題として、まずは、生徒の就労意欲を高めていくことが必要である。そのためには、小中高の一貫したキャリア教育や職業教育の充実が求められる。

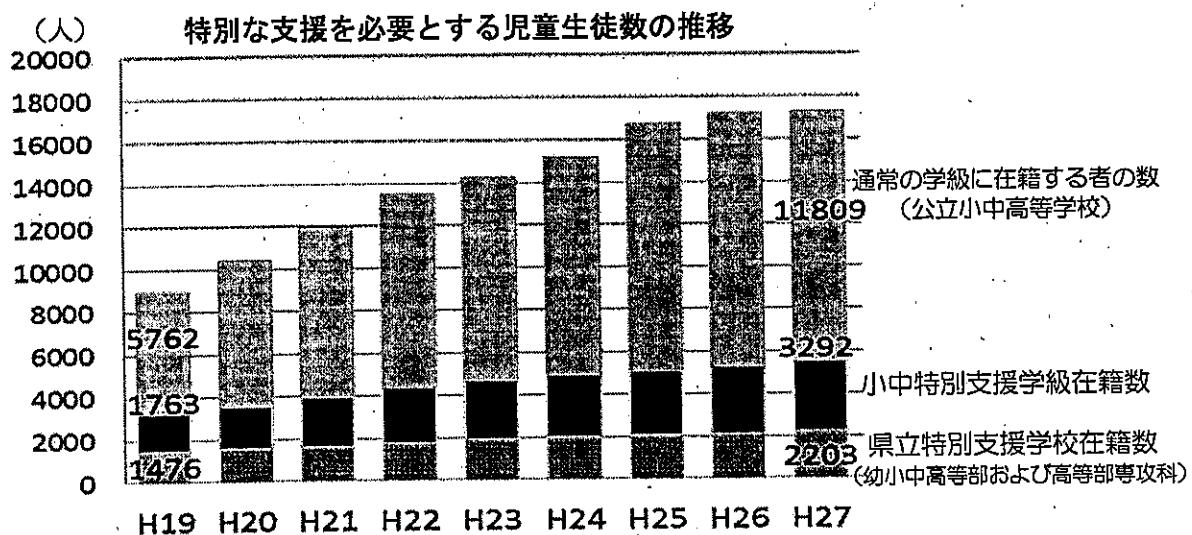
(2) 児童生徒の状況

- ① 特別支援学校の在籍者数は、平成9年ごろを境として、全国平均を超えた在籍者数となっている。



⇒ 平成9年度ごろまではほぼ全国の在籍者の約1%程度であったものが、この頃を境として大幅な増加に転じている。また、平成21年度以降の数年間における増加率が特に顕著となっている。

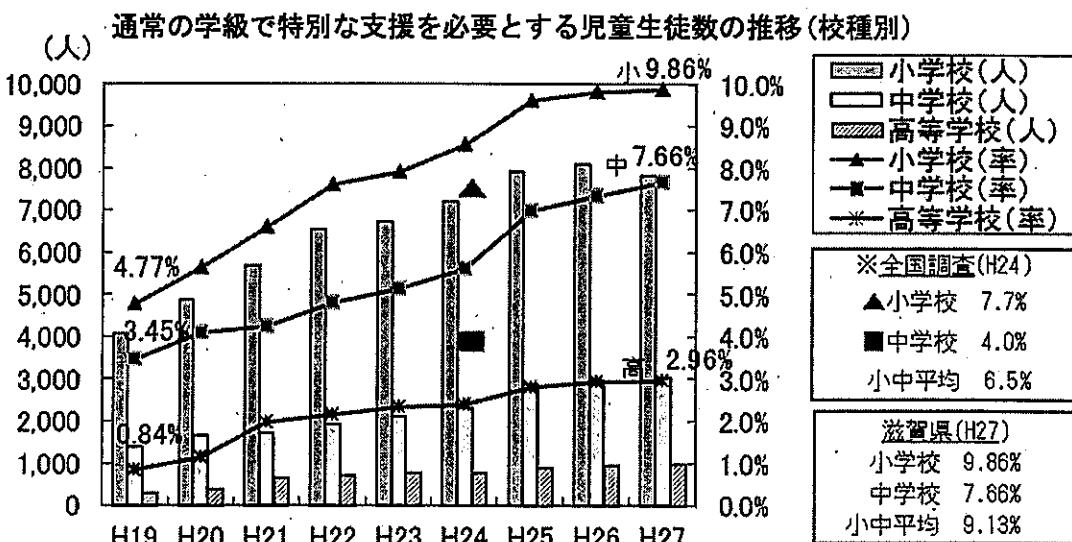
- ② 特別な支援を必要とする児童生徒が増加する中、とりわけ、通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒の増加が著しい。



⇒ 平成19年度と平成27年度とを比較すると、県立特別支援学校在籍数で約1.5倍の増加、小中特別支援学級在籍数で約1.9倍の増加となる中、通常の学級に在籍する者の数は約2.0倍に急増している。対象となる児童生徒の実人数が多いこと、また、二次的障害を防止する観点からも、早期からの指導の体制整備とその充実が喫緊の課題である。

③ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の内訳をみると、特に高等学校での伸びが高い。義務教育段階での平均在籍率も全国平均 6.5%（小中平均）に対し、本県では 9.1%（小中平均）と 1.5 倍に達している。

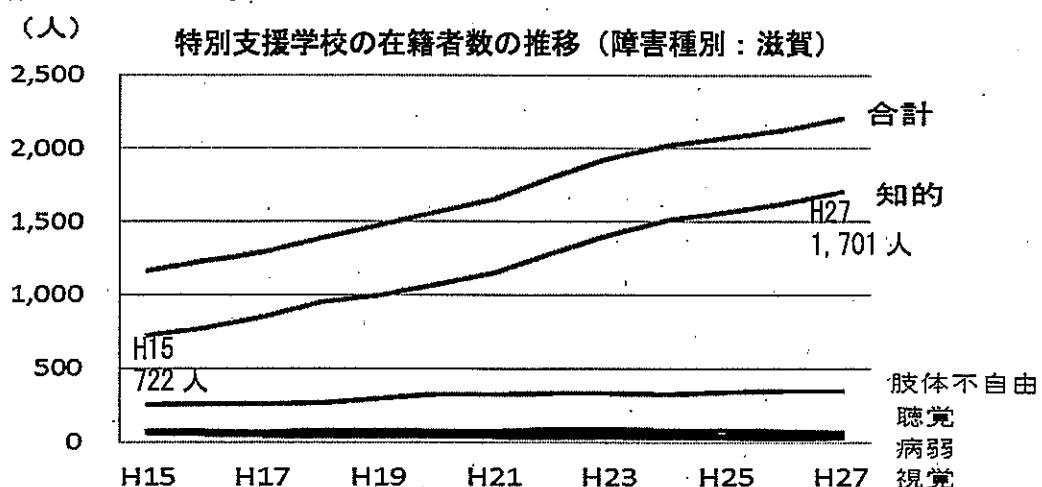
・ <H19-H27 比> 小学校 約 2.1 倍 中学校 約 2.2 倍 高等学校 約 3.5 倍



→ 小中高等学校のどの段階においても、8 年間で 2 ~ 3 倍に率が上がっている。この背景には、平成 19 年度の法改正により発達障害が特別支援教育の対象とされたこと、保護者や教員の発達障害や特別支援教育に対する理解が進んだこと、また、医療による診断が進んだことなどが考えられる。

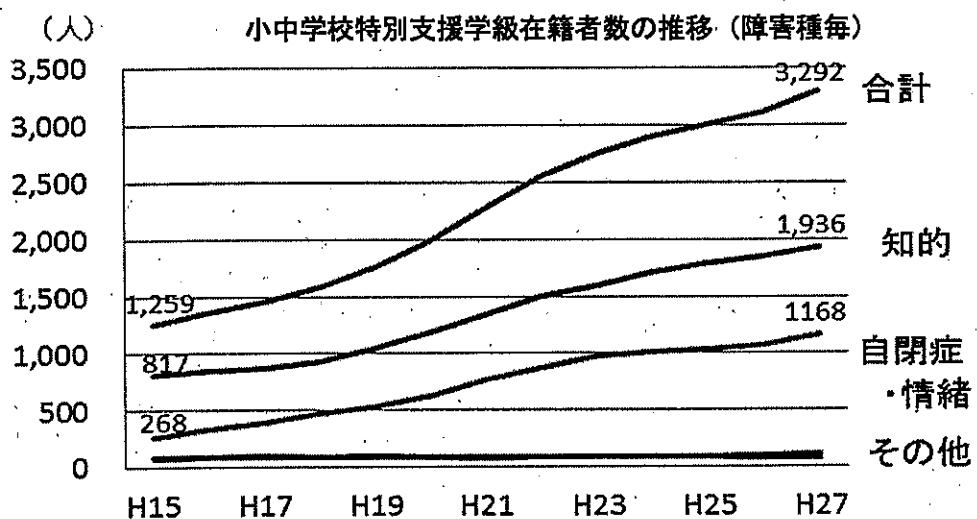
在籍の状況からは、発達障害を含む障害のある子どもに対する適切な指導が強く求められており、子どもの障害状態の把握とともに、教員の指導力や専門性の向上等が喫緊の課題である。

④ 特別支援学校における在籍者数の増加は、ほぼ全てが知的障害児童生徒における増加となっている。



→ 特別支援学校(知的障害)の在籍者数は、平成 15 年度の 722 人から平成 27 年度の 1,701 人へと約 2.4 倍増加している。他の障害種の人数がほぼ横ばいか、または減少する中で、知的障害児のみが増加しており、近年の特別支援学校の急増が知的障害児の増加によるものであることがわかる。

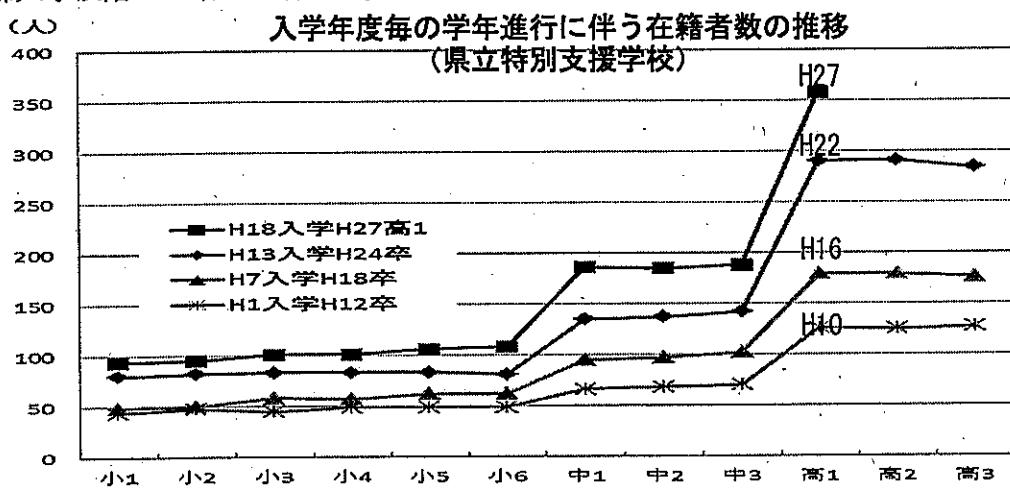
- ⑤ 特別支援学級に在籍する児童生徒の増加についても、障害種別毎にみると、知的障害と自閉症・情緒障害において顕著となっている。



⇒ 平成 15 年度と平成 27 年度を比較すると、知的障害特別支援学級の在籍者数は約 2.4 倍に増加、また自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍者数は約 4.4 倍の増加となっており、特に、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍者数における増加が著しいことから、特別支援学級における指導の充実が喫緊の課題といえる。

なお、特別支援学級在籍生徒の概ね半数以上（平成 26 年度末で 55.5%）が特別支援学校高等部へ、また 4 割弱（38.3%）が高等学校へ進学している。

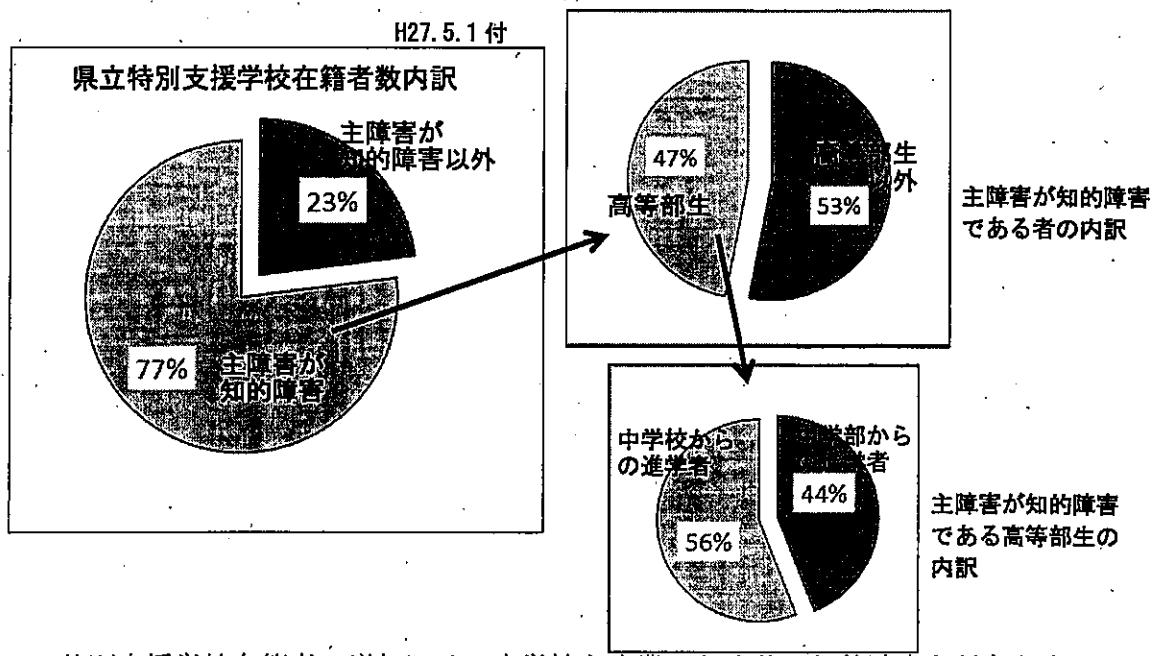
- ⑥ 特別支援学校における在籍者数の推移を学年進行の観点からみると、中学部 1 年、高等部 1 年といった上級学校（学部）への進学時が増加の節目となっており、特に高等部入学段階での増加が著しい。



⇒ 特に高等部 1 年生段階での急増の結果、平成 27 年度高等部在籍生徒の概ね 48% が中学校からの進学生徒であり、平成 27 年度には 52.5% と年々増加している。

この背景には、平成 18 年 4 月の長浜高等養護学校や平成 19 年 4 月の甲南高等養護学校の開校などによる高等部進学先の増加などがある。

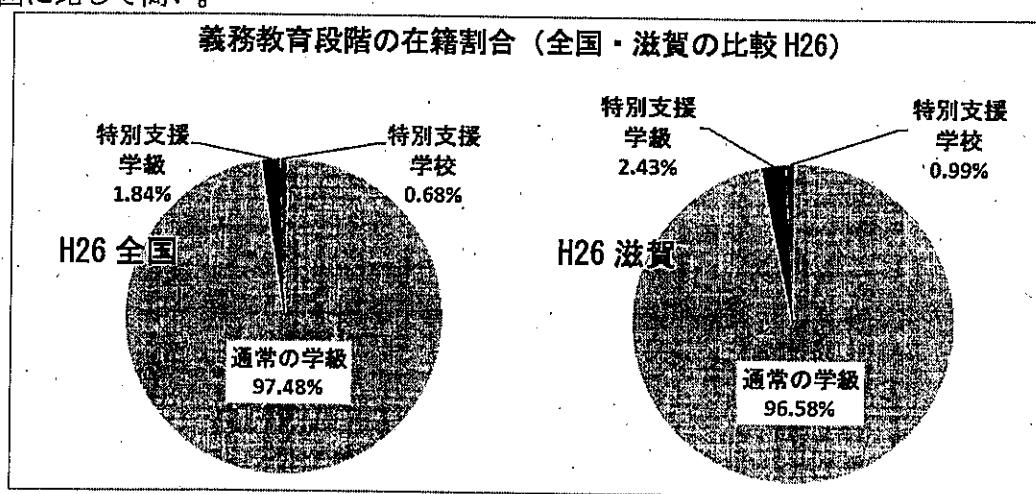
- ⑦ 特別支援学校在籍者の約77%が知的障害で、その内の約47%が高等部に在籍。かつその約56%が中学校からの進学者である。



⇒ 特別支援学校在籍者の増加には、中学校を卒業した生徒の知的障害を対象とする特別支援学校高等部への進学が大きく影響していることがわかる。
この背景についての十分な検証が必要である。

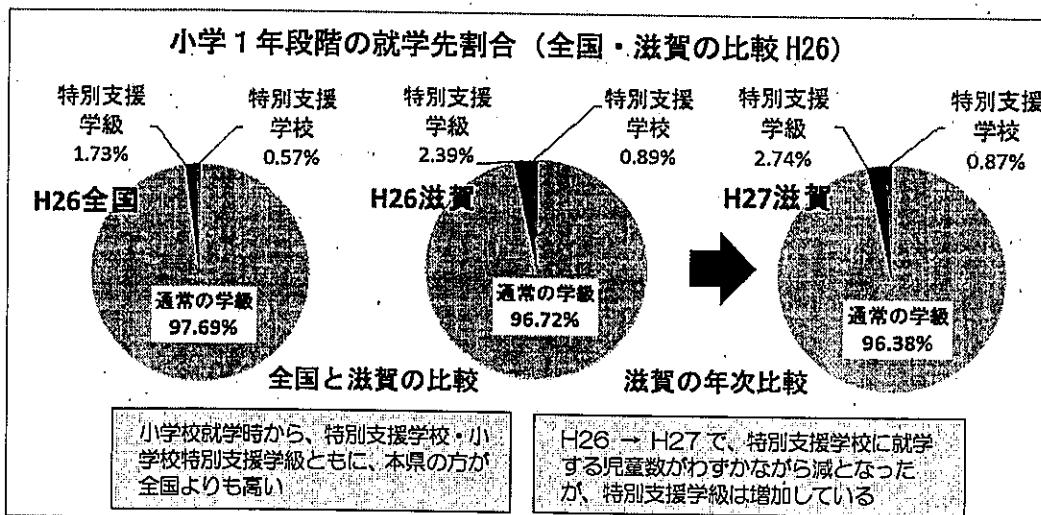
(3) 就学時の状況

- ① 義務教育段階における特別支援学校および特別支援学級の在籍者数の割合が、ともに全国に比して高い。



⇒ 本県では全国と比して、特別支援学校への在籍率で約 1.5 倍、また、特別支援学級で約 1.3 倍と高くなっている。こうした高い在籍率の背景にある要因を明らかにしていくことが、指導の充実など教育環境の改善につながっていくと考えられる。

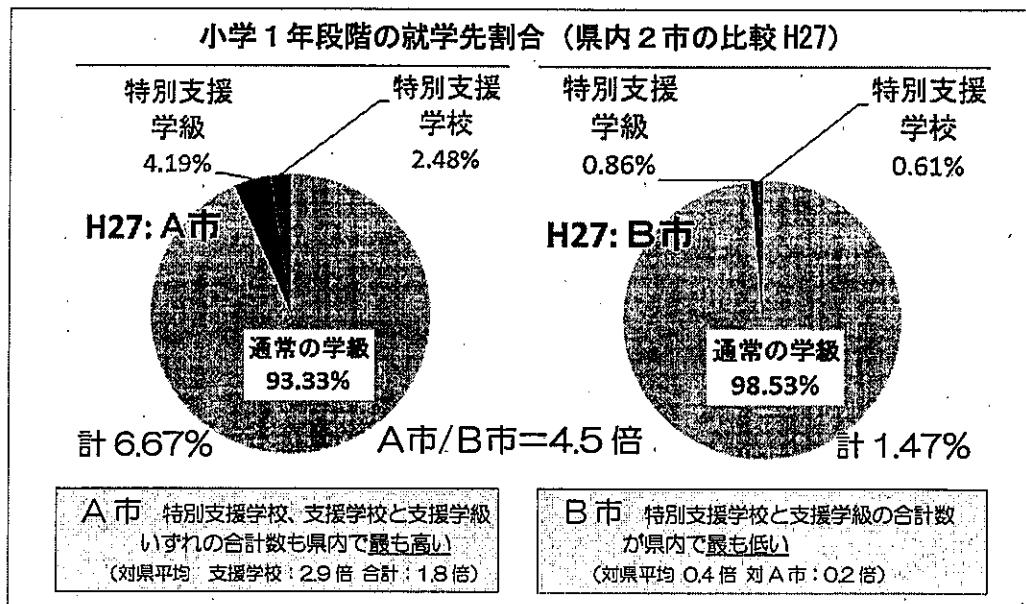
- ② 新たに小学校に就学する際の特別支援学校や特別支援学級への就学率が、ともに全国に比して高い。



⇒ 新小学 1 年生という学校教育の入り口段階から、本県においては全国に比べて高く、平成 26 年度の特別支援学校で約 1.6 倍、特別支援学級で約 1.4 倍となっている。

なお、平成 27 年度における特別支援学校への就学率はほぼ横ばい（微減）であったが、特別支援学級については大きく増加しており、通常の学級への就学率がさらに減少している。こうしたことから、就学時の指導のあり方等についての検証が必要である。

- ③ 特別支援学校や特別支援学級への就学率に市町間で大きな差があり、最大で 4.5 倍の開きを生じている。



⇒ 市町間で大きな差がみられることは、居住地する市町によって、就学指導に違いが生じるといった誤解を保護者に与えかねない。

このため、保護者に対する適切で客観的な情報が提供され、各市町間の共通性や多様性を踏まえた就学相談や就学指導ができるシステムを構築するなどの対応が喫緊の課題となる。

3 取組の方向性と各校园等の将来の姿

(1) 取組の方向性

子どもたちの「社会的・職業的自立」の実現を通して共生社会を形成していくためには、障害のある子どもと障害のない子どもが互いの違いやよさを認め合い磨き合う教育を推進していくことが必要である。

障害のある子どもと障害のない子どもが、地域で共に学ぶことにより、障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きるために生活基盤を形成することにつながっていく。

また、障害のない子どもが、同じ地域に生きる一人ひとりを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きることの大切さを学ぶなど、個人の価値や多様性を尊重する態度を養うことにもつながっていく。

その上で、こうした視点等を踏まえた集団づくりを進めつつ、「発達段階に応じた指導の充実」を図るとともに、そのための「教員の指導力や専門性の向上」を実現させていくことが大変重要である。

併せて、このような取組を支える土台となる「教育環境の充実」や「教育における連携（役割分担）の推進」などを進めていくことが必要である。

さらに、障害のある子どもたちが地域で「共に学び」子どもたち同士が「互いに認め合い」「共に育つ」ことができるよう「適切な就学相談」を推進すること。また、子どもたちに関わる全ての人や関係機関・団体が皆で協力しながらしっかりと子どもたちの力を引き出していくことが、大きく変容しつつある現代社会において、子どもたち同士が力を合わせて生き抜くことにつながるとの考え方に対し、以下の観点を踏まながら、具体的な取組を進めていくこととする。

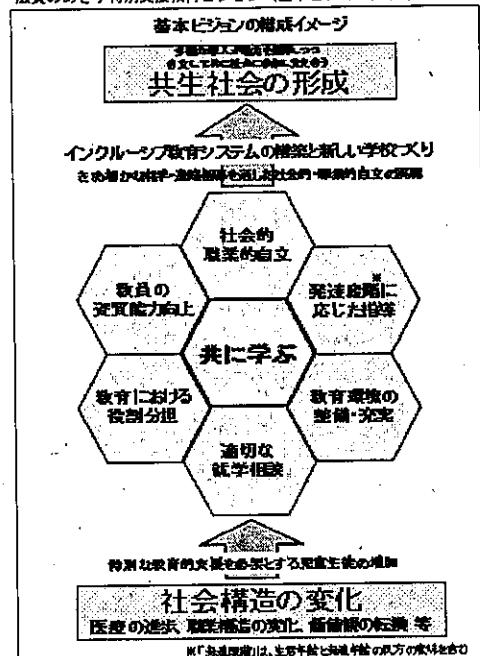
- 障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる取組を進める。

<「地域で共に生きていくための力」とは…>

- ① 障害のある子どもが、地域の同世代の子どもや大人との交流等を通して、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることのできる力
 - ② 人との豊かなコミュニケーションの中で、与えられた役割や仕事に責任を持って最後までやりきり、地域社会に積極的に参画して、生活基盤を形成することができる力
- 「共に学ぶ」を基本の柱として、基本の柱を支える6つの柱ごとに具体的な手立てを講じる。

1 社会的・職業的自立の実現	2 発達段階に応じた指導の充実
3 教員の指導力や専門性の向上	4 教育環境の充実
5 教育における連携（役割分担）の推進	6 適切な就学相談の推進
 - 県と市町とが緊密に連携・協働して、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進める。
 - 市町の有する教育資源等を踏まえ、各市町の課題に応じた共同研究やモデル事業等を通して取組を進める。

滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）より



(2) 各校園等の将来の姿

基本ビジョンで示した各校園等のイメージモデルに基づき、本実施プランがめざす各校園等の将来のあり様を、子どもの姿から次のようにまとめる。

幼稚園・保育所・認定こども園等

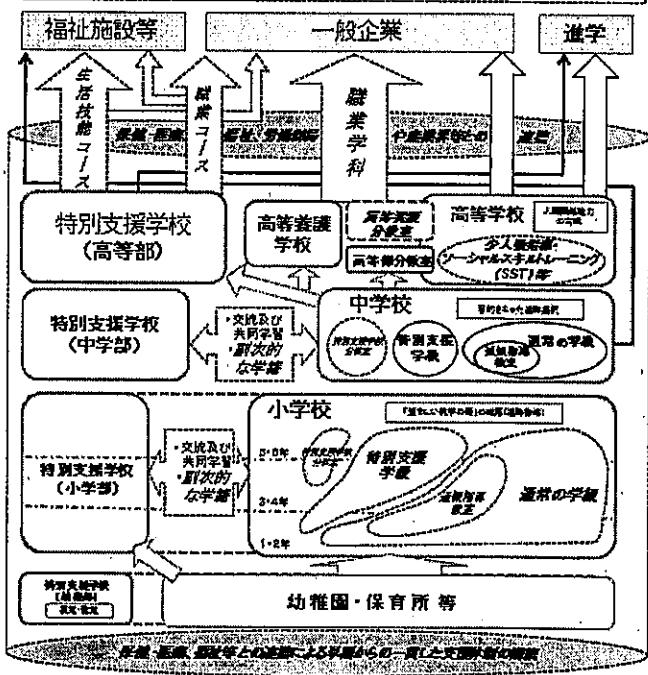
- あそびや運動を中心に、園での活動や行事などで成功体験を積み重ね、興味や関心の幅を広げながら成長できる。
- 早い段階からの障害特性に応じた支援により、幼児一人ひとりに応じた適切な育ちができる。
- 障害のある幼児が十分な教育・保育を受けられるよう教育・保育の充実を図るとともに、障害のある幼児と障害のない幼児が、場を共有し共に生活し学ぶことで、互いのよさを認め合い共に育つことができる。
- 県内どの市町においても、保護者への十分な情報の提供がなされ、本人・保護者が理解し納得した上で、障害に応じた適切な就学先を決めることができる。
- 障害のある幼児が地域の小学校への就学を積極的に選択できる。

滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）より

基本ビジョンにおける各校園等のイメージモデル

基本的考え方～きめ細かの就学・進路指導を通じた社会的・職業的自立の実現～

- 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ
→ 保護者の想い子どもも含めて、可能な限り地域の学校で学ぶことをめざす
- 一人ひとりの子どもが、自らの特性に応じて社会的・職業的に自立する
→ 日常生活や家庭生活に必要な力を身に付け、障害や属性に応じた進路を選択する



小学校

- 体験的な学習を中心に、授業や学級活動・行事などで成功体験を積み重ね、興味関心の幅を広げながら、自己肯定感・自己有用感を持って成長できる。
- 障害のある児童が十分な教育を受けられるよう教育の充実を図るとともに、障害のある児童と障害のない児童が、場を共有し共に学ぶことで、互いのよさを認め合い共に育つことができる。
- 教員の特別支援教育に係る指導力の向上と専門家の活用により、発達障害⁵を含む障害のある子どもたちの学習上や生活上の困難さが軽減され、人間関係能力の向上が図られる。

⁵ 発達障害

発達障害とは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害やその他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

- 授業のユニバーサルデザイン⁶化や障害特性に応じた指導（内容）の工夫により、どの児童もわかりやすく学習できる。
- 障害の種別や程度に関わらない、副次的な学籍⁷制度や特別支援学校の分教室⁸といった新たな仕組みの中で、地域で学びながら同時に専門性の高い指導を受けることができる。

中学校

- 教科の授業や学級活動・行事等で、成功体験を積み重ねて長所を伸ばすとともに、自己肯定感・自己有用感を持って成長できる。
- 障害のある生徒が十分な教育を受けられるよう教育の充実を図るとともに、障害のある生徒と障害のない生徒が、場を共有し共に学ぶことで、互いのよさを認め合い、相手を尊重しながら共に育つことができる。
- 教員の特別支援教育に係る指導力の向上と専門家の活用により、発達障害を含む障害のある子どもたちにライフスキルやソーシャルスキルが身に付き、人間関係能力の向上が図られる。
- 授業のユニバーサルデザイン化や障害特性に応じた指導（内容）の工夫により、どの生徒もわかりやすく学習できる。
- 障害の種別や程度に関わらない、副次的な学籍制度や特別支援学校の分教室といった新たな仕組みの中で、地域で学びながら同時に専門性の高い指導を受けることができる。

高等学校

- 授業やホームルーム活動・行事などで、成功体験を積み重ねて長所を伸ばすとともに、自己肯定感・自己有用感を持って成長できる。

⁶ ユニバーサルデザイン

パリアフリーは、障害によりもたらされるパリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。障害者の権利に関する条約第2条（定義）において、「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない、と定義されている。

⁷ 副次的な学籍

ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、個別の教育支援計画および個別の指導計画に基づき、必要な支援を在籍する学校または学級以外で行うための仕組み。
(※ノーマライゼーション：障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することができる社会をめざすという理念)

⁸ 分教室

滋賀県では、平成25年に、県立石部高等学校内に県立三雲養護学校高等部分教室を、県立伊吹高等学校内に県立長浜養護学校高等部分教室を、それぞれ設置した。他県においては、小中学校内に特別支援学校の分教室を設置している例がある。

- 教員の特別支援教育に係る指導力の向上と、専門家の活用や生徒の障害特性に応じたソーシャルスキルトレーニング⁹等の指導により、発達障害を含む障害のある生徒のライフスキルやソーシャルスキルが身に付き、社会的自立に向けた人間関係能力の向上が図られる。
- 授業のユニバーサルデザイン化や障害特性に応じた指導（内容）の工夫により、どの生徒もわかりやすく学習できる。
- 高等養護学校¹⁰や特別支援学校分教室と高等学校との併置等により、障害のある生徒と障害のない生徒が共に生活する中で、互いのよさを認め合いながら共に育つことができる。
- 社会的・職業的自立に向けて、医療、福祉、労働といった関係機関や地域・企業等と連携したキャリア教育¹¹・職業教育を受けることができる。

特別支援学校（幼・小・中・高等部）

- 体験的な学習を中心に、授業や学級活動・行事などで成功体験を積み重ね、興味関心の幅を広げながら成長できる。
- 幼児児童生徒一人ひとりの障害の状況に応じた、健康の保持、心理的安定、環境の把握、身体の動きなどの自立活動¹²の内容に基づいた指導を受けることにより、生活の質を高めていくことができる。

⁹ ソーシャルスキルトレーニング

「ソーシャルスキル」とは、対人関係や集団行動を上手に営むための技能をいう。「ソーシャルスキルトレーニング」とは、「社会生活技能訓練」「生活技能訓練」等とも呼ばれ、主に対人関係や集団行動を習得するための訓練をいうが、近年では、服薬の自己管理などの日常生活技能を高める内容も取り入れられてきている。

¹⁰ 高等養護学校

平成18年度に県立長浜高等養護学校、平成19年度に県立甲南高等養護学校、平成25年度に県立愛知高等養護学校を開校。高等学校敷地内に併設された各高等養護学校では、ノーマライゼーション理念の実現を踏まえ、学校行事や部活動などを一緒に実施している。県立長浜高等養護学校は平成28年度に県立長浜北星高等学校校地に移転し、県立長浜北星高等養護学校と名称を変更。

¹¹ キャリア教育

キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。

本県においては、子どもたちが社会の変化に対応して生き抜く力や、社会の一員として自分の役割を果たしながらよく生きる力を身に付け、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、児童生徒一人ひとりに望ましい勤労観、職業観を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育を進めている。

¹² 自立活動

平成11年の盲・聾・養護学校学習指導要領等の改訂で、「養護・訓練」の名称が、この領域が一人一人の児童生徒の実態に対応した活動であることや自立を目指した主体的な取組を促す教育活動であることなどを一層明確にする観点から、「自立活動」と改められたもの。ここで「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達段階に応じて、主体的に自己の力を可能な限り發揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

- 障害の種別や程度に応じた専門的指導を受け、社会参加に向けて自己の持つ力を最大限に高めることができる。
- 地域で学ぶ障害のある子どもも、特別支援学校での「地域のセンター」としての機能を活用して、専門的な指導を受けることができる。

各校園等を通して

- 関係機関等との連携のもと、個別の教育支援計画¹³や個別の指導計画¹⁴が活用され、幼児児童生徒一人ひとりが、教育的ニーズに応じた指導を受けることができる。
- 学校園間の円滑な引継ぎが進められ、障害のある子どもたちが、就学前から学校卒業後までを見通した一貫した教育的支援を受けることができる。
- 障害の状態の変化や地域の教育体制の整備の状況に応じて、通常の学級、通級指導教室¹⁵、特別支援学級¹⁶、特別支援学校分教室、特別支援学校¹⁷といった学びの場の柔軟な選択ができる。

¹³ 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人ひとりについて作成した支援計画。

¹⁴ 個別の指導計画

幼児児童生徒一人ひとりの障害の状況等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

¹⁵ 通級指導教室

学校教育法施行規則(140・141条)に基づき、小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の内、障害の程度が比較的軽い者に対し、主として各教科等の指導は通常の学級で行いながら、個々の児童生徒の障害の状態に応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)を設けて行うもの。

滋賀県では、平成27年度、言語障害23教室と発達障害38教室を設置している。H27.5.1現在、小学校は52教室(対象児童1,098名)、中学校は9教室(対象生徒126名)である。

¹⁶ 特別支援学級

学校教育法の規定により、通常の小学校および中学校に設置される障害のある児童生徒のための学級。県内で設置されている特別支援学級は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴および自閉症・情緒障害の6種別。

¹⁷ 特別支援学校

平成19年の学校教育法改正により、従前の盲・聾・養護学校が一本化されたもの。対象となる児童生徒の障害種別は学校教育法施行令22条の3に規定される5障害(視覚・聴覚・知的障害・肢体不自由・病弱(身体虚弱を含む))である。なお、平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、これまで学校教育法施行令22条の3で示される障害の種別と程度の障害がある児童生徒に対し原則として特別支援学校に就学するものとされていた規定を見直し、個々の児童生徒等について保護者等の意見を聴取したうえで市町教育委員会が総合的な観点から就学先を決定するものとされた。

第2 具体の取組

1 社会的・職業的自立の実現

目標

- 発達障害を含む障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。

目標の達成に向けた考え方

- 子ども一人ひとりのキャリア発達¹⁸を促すことができるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うことにより、社会的・職業的自立を図る。

具体的な取組

(1) 小中高の一貫したキャリア教育の実施

小中高等学校および特別支援学校のそれぞれにおいて、障害のある児童生徒の日常的な社会生活能力の向上を図るために指導を充実させ、卒業後の社会的・職業的自立と社会参加を推進する。

また、特別支援学校への進学にあたっては、高等部卒業後の自分の姿をイメージするなど目的を持った進学となるよう、中学校・中学部段階からの指導の充実を図る。

(2) 小学校におけるキャリア教育の充実

児童が、自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めていくよう、体験や経験による学習を中心にして成功体験を積み重ね、興味関心を広げていくことのできる教育を行う。

また、中学校や高等学校、また特別支援学校などの将来の進路を見据えたキャリア教育¹⁹の充実を図る。

¹⁸ キャリア発達

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」という。(H23.1 中央教育審議会「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」より)

¹⁹ キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。(H23.1 中央教育審議会「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」より)

(3) 中学校におけるキャリア教育の充実

生徒が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めながら、将来の自立に向かう進路が選択できるよう、高等学校や特別支援学校高等部、また、障害児入所施設などの進路先の把握に努めるとともに、生徒の障害状況も踏まえた生徒・保護者への適切な情報提供を行う。

(4) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実

ハローワークや働き・暮らし応援センター²⁰等の関係機関のみならず、経済団体等との連携を密にして、多様な就労先の開拓に努めるとともに、客観的な情報に基づいて、生徒の実態に応じた就労や上級学校への進学をめざす。

① 発達障害を含む障害のある生徒の居住地域の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図る。

② 障害のある生徒の自立と社会参加に向け、キャリア教育・職業教育を推進し、福祉・労働等の関係機関と連携した就労支援を促進する。

(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実

障害の実態に応じた就労が可能となるよう、経済団体や関係機関との連携を密にして、職業教育の充実・改善を図るとともに、客観的な情報に基づいて、生徒のニーズに応じた就労や上級学校への進学をめざす。

また、障害の重い生徒に対しては、福祉・医療等との連携のもと、一人ひとりの生活の質を高めていくことができるよう、その指導の充実を図る。

① 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討する。

② 多様な人々との交流によりキャリア教育をより効果的に進めるため、進学ニーズの高い高等養護学校の学級定員等そのあり方について研究・検討する。

²⁰ 働き・暮らし応援センター(障害者働き・暮らし応援センター)

障害のある人の「働く」と「暮らす」ことを一体的にサポートすることを目的として、本人・家族・企業からの相談に応じている専門機関。「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労センター」等が配置され、仕事に関する相談や、仕事をする上で基本となる生活に関する相談も受け付け、自立した生活をするための支援をしている。平成28年1月現在、滋賀県内に7か所設置されている(大津・湖南・甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西の各圏域)。

- ③ 学校の特色化を踏まえ、生徒が希望する学校を選択できるよう通学区域のあり方にについて研究する。また、将来の通勤等を視野に入れ、単独通学できる生徒の育成に向けた手立てを検討する。
- ④ 生徒の就労意欲と基礎的な技能を高めるため、職業人育成プログラム²¹の活用による企業の知見を生かした授業改善を進め、職業教育の充実を図る。
- ⑤ 就労先の開拓を促進し、企業向けの学校見学会や合同面接会等を開催するなどして、企業と生徒とのマッチングを促進するとともに、関係機関との連携を図り、就職率の向上と職場への定着を図る。
- ⑥ 生徒一人ひとりの働く意欲を育て、卒業後の目標が明確となるとともに、企業にとって雇用の目安ともなるような「滋賀らしい」技能検定²²を実施する。
- ⑦ 障害のある生徒への理解と実習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、企業や経済団体と共に支援の仕組みを研究・検討する。
- ⑧ 障害のある生徒の居住地域の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図る。
- ⑨ 福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。

²¹ 職業人育成プログラム

平成26年度に北大津養護学校を研究校に指定して、経済団体や企業の参画を得て、主に作業学習や進路学習の内容を中心に職業人育成プログラムを開発した。平成27年度は、知肢併置8校に広げて、北大津養護学校作成の試案を参考に各校版のプログラムを開発。

²² 「滋賀らしい」技能検定

平成26年度に高等養護学校3校を研究校に指定して学職経験者や関連企業の参画を得て技能検定を開発。平成27年度に高等養護学校3校に知肢併置の特別支援学校8校を追加して11校で試行を実施。平成28年度から本格実施を予定。

2 発達段階に応じた指導の充実

目標

- 発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善を図る。

目標の達成に向けた考え方

- 早期の段階からの専門的な指導・支援により、障害のある子どもの能力の伸長と豊かな成長をめざした幼・保、小、中、高一貫した指導体制を構築する。

具体的な取組

(1) 各発達段階に共通した事項

発達段階に応じた指導の充実を図るため、障害の状態やその特性等を踏まえた上で、幼・保、小、中、高といった発達段階の特性を考慮した指導により、学習上または生活上の困難さを克服できるよう指導を充実させる。

- ① 教員や保護者や県民に対して、発達障害を含む障害のある子どもの理解を深め、子ども一人ひとりに応じた指導と支援の充実を図る。
 - ・教員に対して、発達障害を含む障害のある子どもへの指導のあり方等についての専門的な理解を深めるとともに、学校や家庭・関係機関が連携した指導と支援の充実を図る。
 - ・保護者や県民に対して、発達障害を含む障害についての理解を深めるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできるインクルーシブ教育システムの構築に向けた理解啓発を図る。
- ② 発達段階に応じた基本的な運動能力を身に付けさせ体力の向上を図るため、生涯スポーツにつながる様々な運動やスポーツに取り組む機会を設ける。

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園等の段階

成長の土台となる力を育てるため、幼児一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた指導が行われるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等への支援や情報提供の充実を図る。

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園等における発達障害を含む障害のある幼児への適切な支援および保護者への情報提供が行われるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等からの要請により、特別支援学校のセンター的機能²³を活用した支援や情報提供を推進する。
- ② 幼稚園・保育所・認定こども園等において適切な就学指導や保護者への情報提供が行われるよう、管理職や就学相談担当者等の専門性²⁴の向上を図るために研修を実施する。
- ③ 全ての幼児が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権の視点を大切にした集団づくりを進める。

(3) 小学校段階

体験による主体的な学びとわかりやすい授業づくりをめざした教材等の開発と活用を進めるとともに、特別支援学級や通級指導教室の教育課程の充実を図る。

- ① 小学校における読み書きの困難さの改善等、LDやADHD等の発達障害のある児童への専門的な指導の充実を図る。
- ② 全ての児童が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にした集団づくりを進める。

²³ センター的機能

これまで特別支援学校が蓄積してきた障害のある子どもの教育に関する知見を各地域で最大限に活用する観点から、特別支援学校が小中学校等を含む関係機関や保護者に対し、障害のある児童生徒等の教育についての助言又は援助を行うこと。

²⁴ 専門性

専門性の例として、①特別支援教育全般に関する基礎的な知識(制度的・社会的背景・動向等)、②各障害種の児童生徒の心理(発達を含む)・生理・病理に関する一般的な知識・理解、③教育課程、指導法に関する深い知識・理解及び実践的指導力などが挙げられる。

- ② 全ての生徒が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にした集団づくりを進める。

(5) 高等学校段階

授業やホームルーム活動・学校行事等を通して、充実感や成功体験を味わわせ、人間関係能力の育成を図りつつ、障害の状態や進学や就職といった進路希望に応じた指導を充実する。

また、そのために関係機関や進路先と十分な連携を図る。

- ① 生徒に充実感や成功体験を味わわせ対人関係の困難さの改善を図るため、教員を対象としたソーシャルスキルトレーニング指導者研修を実施し、発達障害のある生徒への指導力の養成を図る。
- ② 障害のある生徒の卒業後の自立に向けた社会生活能力の向上を図るため、対人関係に困難さのある生徒への専門的な指導・支援を充実させるとともに、特別な教育課程編成の研究を進める。
- ③ 全ての生徒が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にした集団づくりを進める。

(6) 特別支援学校各学部段階

障害の種別や程度に応じた専門的指導を受け、社会参加に向けて自己の持つ力を最大限に高めることができる。

- ① 福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。(再掲)
- ② 生徒の芸術・創造活動の充実・向上をめざし、活動発表の場を設定するなど、障害のある生徒の文化芸術活動の充実と発展を図る。

3 教員の指導力や専門性の向上

目標

- 発達障害を含む障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。
- 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。

目標の達成に向けた考え方

- 発達障害を含む特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な指導を進めるために、全教職員に対する子どもの障害に関する理解の促進を図る。
- 「地域で学ぶ」体制づくりを推進するため、通常の学級の担任を含む全教員の障害のある子どもへの指導力を向上させる。
- 適切な合理的配慮²⁵の提供が図れるよう、教員の特別支援教育に係る専門性を高めるとともに、様々な事例の共有化を進める。

具体的な取組

(1) 管理職のマネジメント力の強化と教職員対象研修の実施

学校の組織体制整備のために管理職のマネジメント力の強化を図るとともに、全ての教職員の障害理解を深め、合理的配慮の提供等を含めた実践力の向上を図る。

- ① 初任者研修、10年経験者研修における障害および合理的配慮に係る研修を悉皆化し、障害のある子どもの理解促進と教育的実践力を強化する。
- ② 組織体制強化のため、新任校長研修・新任教頭研修等の管理職研修において、障害および合理的配慮に係る研修を実施・充実させ、マネジメント力の強化を図る。
- ③ インクルーシブ教育の基盤となる人権教育の視点から、教員の資質向上を図る。

(2) 指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進

専門家の活用や学校間の連携を通して、全ての学校園における特別支援教育に係る教員の指導力や専門性の向上を図り、障害のある子どもが地域で学ぶことのできる環境づくりを進める。

²⁵ 合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。(H24.7.23 中教審初等中等教育分科会報告より)

- ① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進め、これら計画に基づいた効果的な指導・支援が実施できるよう、専門家の活用を図るとともに組織体制の強化を図る。
- ② 教員の採用方法を工夫検討し、特別支援教育に関する資質と能力の高い教員の採用を進める。
- ③ 小中高等学校と特別支援学校との校種間人事交流を促進し、教員の実践的な指導力の向上を図る。

(3) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上

障害のある子どもの教育的ニーズに応じた指導の充実のため、特別支援学校教員および特別支援学級担任、通級指導教室等の担当教員の専門性の向上を図る。

- ① 大学等への研修派遣の充実により、特別支援教育に関する専門的指導や助言ができる人材の育成を図る。
- ② 全ての特別支援学校教員について、特別支援学校教諭免許状の取得をめざすとともに、特別支援学級担任・通級指導教室担当教員についても可能な限りにおいて特別支援学校教諭免許状の取得を進める。
- ③ 個々のニーズに応じた合理的配慮が適切にできる特別支援学級担任、通級指導教室担当教員の育成を図る。

(4) 専門性向上に係る研修・研究の充実

全ての子どもにわかりやすい授業づくりを進めるとともに、子どもの障害に応じた教材の開発・研究を進め、教員の指導技術の向上を図る。

- ① 効果的な研修・研究により、教職員の専門的な知識や指導法・技能の習得を図り、実践力を向上させる。
- ② 特別支援教育コアリーダー研修²⁶の実施により、特別支援教育を進める資質と能力の向上を図る。
- ③ I C T機器の活用を含め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善および教材作成に関する研究を進め、研究成果の共有と発信に努める。

²⁶ 特別支援教育コアリーダー研修

滋賀県総合教育センターが平成27年度から始めている地域の特別支援教育推進の核となる力量形成をめざした研修。実践研究を中心として2年間連続して受講する形態を取っている。対象は幼・小・中・高・特別支援学校の教員。

4 教育環境の充実

目標

- 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。

目標の達成に向けた考え方

- 子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、見直しができるよう、教育環境の整備とその充実を図る。
- 合理的配慮の提供が適切にできるよう、基礎的環境整備²⁷を進める。

具体的な取組

(1) 共に学ぶための新たな仕組みづくり

障害のある児童生徒の「障害のない子どもと共に学びたい」というニーズに応えられるよう、「共に学ぶ」ための新たな手立てを工夫する。

- ① 合理的配慮の提供に係るモデル事業の実施およびその成果の普及により、県内の取組を促進させる。
- ② 多様化する学びの場の整備に向け、小中学校および高等学校への新たな特別支援学校分教室の設置等について研究・検討を進める。
- ③ 小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度のあり方について研究・検討を進める。

(2) 小中学校における充実

発達障害を含む障害のある児童生徒への指導・支援を充実させるため、小中学校への支援を行う。

- ① 特別支援学校の就学要件を満たす児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、支援員を配置する市町に対し支援する。
- ② 医療的ケアの必要な児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、看護師を配置する市町に対し、国との連携のもと支援する。
- ③ 通級指導教室の計画的な配置とその充実および専門性の向上に努める。

²⁷ 基礎的環境整備

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。(H24.7.23 中教審初等中等教育分科会報告より)

- ④ 専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実によって、小中学校における教員の指導力の向上を図る。
- ⑤ 多人数の特別支援学級における指導体制の充実のための非常勤講師の配置と充実に努める。

(3) 高等学校における充実

発達障害を含む障害のある生徒への指導・支援を充実させるため、高等学校の教育環境を充実する。

- ① 県立高等学校に特別な支援を必要とする生徒への支援スタッフを配置し、発達障害を含む障害のある生徒への支援の充実を図る。
- ② 発達障害を含む障害のある生徒が県立高等学校入学者選抜を受検する際の配慮事項等の拡大・充実により環境整備を進める。
- ③ 発達障害の状況に応じた学びを推進するため、障害理解の推進を図るとともに、発達障害のある生徒のためのソーシャルスキルトレーニングなどの専門指導の実施について研究・検討する。
- ④ 今後の国の動向を踏まえつつ、通級による指導のあり方についての研究・検討を進める。

(4) 特別支援学校における充実

中・長期的な展望に立ち、県内各地域における特別な支援を必要とする児童生徒の動向等を丁寧に把握し、様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進めるとともに、各学校の名称についても法の趣旨を踏まえて、より望ましい名称となるよう検討する。

- ① 学校卒業後の社会的・職業的自立をめざし、職業学科を設置した新たな高等養護学校の必要性について研究・検討を進める。
- ② 児童生徒等の障害の重度・重複化を踏まえた複数の障害種に対応した特別支援学校の設置と行政区や学校の特色化を踏まえた通学区の柔軟化等について研究・検討を進める。

- ③ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討する。(再掲)
- ④ 障害の状況に応じた指導を充実させるため、専門人材（看護師や理学療法士、ソーシャルワーカー等）の活用を促進する。
- ⑤ 特別支援学校のセンター的機能を充実させた（仮称）地域支援センター²⁸の設置を検討するなど、関係機関等と連携した地域支援を強化する。

²⁸ (仮称) 地域支援センター

(参考) 本プランでは、地域の幼小中高等学校に在籍する障害のある子どもへの指導内容やその家庭への支援について助言・指導を行う特別支援学校のセンター的機能を強化した(仮称)地域支援センターの設置の必要性について検討していくこととしている。

5 教育における連携（役割分担）の推進

目標

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組む。
- 保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現する。

目標の達成に向けた考え方

- 早期の段階から関係機関と連携した支援を行うことにより、地域での自立と社会参加を推進する。
- 学校での指導・支援を効果的に進めるために、インクルーシブ教育システムの構築に向けた理解啓発を進めるなど、家庭や保護者との連携を図る。
- 障害のある子どもが地域で共に学び、地域で共に生きていくことができるよう、地域住民の障害への理解を進め、地域住民とのつながりを深める。

具体的な取組

（1）県と市町との連携

県と市町との連携・協働のもと、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進める。

- ① 県と市町とが連携して、全ての教員の特別支援教育における指導力の向上に努めるとともに、全ての学校における推進体制を強化する。
- ② 県は、市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、県が行うべき役割と市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実を進める。
- ③ 市町においては、障害のある子どもとない子どもが同じ地域で共に学び、共に生きる力を身に付けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりを推進するとともに、地域住民への理解と啓発を進める。

(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携

啓発活動や交流事業を通じて、障害や特別支援教育に対する理解を深め、学校と家庭や地域、関係機関、経済団体等とが密接に連携する。また、地域人材の活用を進め、学校の教育力の強化を図るとともに、障害のある子が地域で積極的に活動し、その一員として豊かに生活できるよう地域社会全体で支えていく。

- ① 学校とPTAが協力して、家庭との連携を深めるとともに、子どもに自信と見通しを持たせることで、発達段階に応じて自律性を高めるなど、家庭の教育力向上を推進する。
- ② 学校と地域の連携・協働体制づくりの充実により、ボランティアや地域人材等の活用を図るとともに、地域の協力を得て、障害者への理解と支援を推進する。
- ③ 保健・医療の関係機関と連携して、障害の重い子どもに対する学校生活の充実に向けた適切な支援を図る。
- ④ 発達支援センター等の福祉関係機関との連携のもと、障害のある子どもの学習環境の整備を進める。
- ⑤ ハローワークや働き・暮らし応援センター等の労働関係機関等との連携のもと、卒業後を見据えた社会参加と職業的自立を進める。
- ⑥ 企業や経済団体との連携のもと、(仮称)「しがしごと応援団」²⁹の創設等を通じて、企業の知見を生かした授業改善の取組を進めるなど、障害のある生徒の職業教育を充実させる。

²⁹(仮称)「しがしごと応援団」

これまで特別支援学校のさまざまな取組に参画いただいている企業を中心に、特別支援学校生徒の卒業後の就労・就職に向け、企業の知見を生かした授業改善を進めるとともに、障害のある生徒の就労・就職に向けた企業や事業所等への理解啓発を進めるための支援など、生徒が在学している段階からさまざまな形で協力・支援いただける企業を「企業応援団」として登録していくとするもの。

6 適切な就学相談の推進

目標

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。
- 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。

目標の達成に向けた考え方

- 県内どの市町においても同様な就学相談や指導が受けられる体制整備を進める。
- 子どもや保護者が柔軟に学びの場を選択できるよう、適切な情報提供と専門性を踏まえた相談を行う。
- 障害のある子どもの将来の自立を図るため、地域との連携に基づく早期段階からの一貫した指導・支援を行う。

具体的な取組

(1) (仮称) 県教育支援委員会の設置と充実

適切な就学相談とそれに基づいた就学指導、ならびに就学の後も子どもの発達の程度や適応の状況、また教育環境等を勘案して、柔軟に就学先の選択や見直しが行える体制づくりを進める。

- ① 県就学指導委員会の機能を見直し充実させた(仮称)県教育支援委員会³⁰の設置により、早期段階から学校卒業後までの一貫した支援ができる体制を構築する。
- ② 各市町の就学指導・相談についても、要請に応じて、望ましい学びの場の柔軟な選択や「合理的配慮」の提供に向けた指導や助言ができる体制整備を進める。

³⁰ (仮称)県教育支援委員会

(参考)「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時ののみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」(仮称)については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。」(H24.7.23 中教審初等中等教育分科会報告より)

(2) 適切な就学相談システムの構築

関係法令等の趣旨³¹を踏まえ、地域の小中学校への就学を希望する子どもが、地域の学校で学ぶことができるよう、本人・保護者に対する適切で客観的な情報提供を行うとともに、各市町間の共通性や多様性を踏まえた就学相談や就学指導のシステムを構築する。

- ① 障害のある子どもとその保護者が、県内どの市町においても同様の就学指導や情報提供を受けることができる体制づくりを進める。
- ② 特別支援学校のセンター的機能を活用し、就学前の子どもに対する適切な情報提供と相談対応を充実させる。
- ③ 就学相談担当者の力量向上を図るための専門研修を実施する。
- ④ 多様化するニーズに対応することができるよう、専門家や関係機関等と連携した市町への支援の充実を図る。

(3) 総合教育センターの相談支援機能の強化

障害のある子どものための特別支援教育相談の充実を図る。

- ① 困難ケースへの適切な対応を図るため、関係機関との連携や、医師、臨床心理士等の専門家を活用した相談・支援機能の充実を図る。
- ② 相談対象を本人、保護者、教職員等として、発達障害等の子どもの適切な支援につながるよう機能の充実を図る。

³¹ 関係法令等の趣旨

学校教育法施行令の一部改正（H25.9.1）

改正前の就学基準該当者は原則特別支援学校に就学するとの考え方を改め、改正後、本人・保護者のニーズや意見、教育学や医学等の専門的見地から当該児童生徒がより適切な教育を受けることのできる学校種が小中学校であれば小中学校に、特別支援学校であれば特別支援学校に就学させるという、それぞれの個々に応じた判断を行うこととされた。

第3 計画の目標ヒロードマップ

※日ードマツブにニツヒ江ま、毎年、事業の状況を点検し、必要な事項を改進を行う

目標		社会的・職業的実現のための自立支援の充実				
項目	具体的な取組	取組目標	年次計画			
			H28	H29	H30	H31
1(1) 小中高の一貫したキャリア教育の実施	小中高等学校において特別支援学校のそれぞれにおいて、障害のある児童生徒のための日常的な社会生活能力の向上を図るために、社会的・職業指導を充実させ、卒業後への社会的・職業的自立と社会参加を推進する。	小中高一貫したキャリア教育の推進	小中高一貫したキャリア教育の推進			
1(2) 小学校におけるキャリア教育の充実	児童が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めていくよう、体験や経験による学習を中心としたキャリア教育は、興味・関心を広げていくことのできる教育を行う。	児童の長所を伸ばし自己有用感を高める自立に向けたキャリア教育の推進	児童の自己有用感を高めるキャリア教育の推進			
1(3) 中学校におけるキャリア教育の充実	生徒が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めながら、将来の自立に向けた進路が選択できるよう、高等学校や特別支援学校高等部、また、障害児入所施設などの進路先の把握に努めるとともに、生徒の障害状況も踏まえた生徒・保護者への適切な情報提供を行う。	生徒の長所を伸ばし自己有用感を高める自立に向けたキャリア教育の推進	生徒の自己有用感を高めるキャリア教育の推進			

項目	具体的な取組	取組目標	年次計画				
			H28	H29	H30	H31	H32
1(4) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	① 発達障害を含む障害のある生徒との連携による福祉・労働等の関係機関との連携に努めることとともに、大学や専門学校等との連携を図る。	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携による支援の充実	福社・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携	福社・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携			
	② 障害のある生徒の自立と社会参加に向け、キャリア教育・職業教育を推進し、福祉・労働等の関係機関と連携した就労支援の充実を促進する。	高等学校における特別支援学校や関係機関と連携した特別な教育的ニーズを有する生徒へのキャリア教育・就労支援の充実	連携会議の開催				
1(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	① 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討する。	社会的・職業的自立をめざす学科・コースの設置による職業教育の充実	高等養護学校における関係機関と連携した就労支援	高等養護学校における関係機関と連携した就労支援			
	② 多様な人々との交流によりキャリア教育をより効果的に進めため、進学ニーズの高い高等養護学校の学級定員のあり方について研究・検討する。	高等養護学校の学級定員のあり方についての研究・検討	高等養護学校の学級定員の見直し	高等養護学校の学級定員の見直し			
	③ 学校の特色化を踏まえ、生徒が希望する学校を選択できるよう通学区域の見直しを行う。また、将来的に通勤等を視野に入れ、単独通学生の育成に向けた手立てを検討する。	特別支援学校高等部の特色化に伴う通学区域の見直し	特別支援学校高等部の特色化に伴う通学区域の見直しと単独通学生の拡大	特別支援学校高等部の特色化に伴う通学区域の見直しと単独通学生の拡大			
	④ 生徒の就労意欲と基礎的な技能を高めるため、職業人育成プログラムの活用による企業の知見を生かした授業改善による企業の知見を生かした授業改善を進め、職業教育の充実を図る。	職業人育成プログラムの運用と授業改善	職業人育成プログラムの運用と授業改善	職業人育成プログラムの運用と授業改善			

項目	具体的な取組	取組目標	年次計画				
			H28	H29	H30	H31	H32
⑤ 就労先の開拓を促進し、企業向けの学校見学会や合同面接会等を実施するなどして、企業と生徒とのマッチングを促進するとともに、関係機関との連携を図り、就職率の向上と職場への定着を図る。	企業と生徒とのマッチングの促進	企業と生徒とのマッチング促進による就職率向上と離職予防 アドバイザーの配置					→ →
⑥ 生徒一人ひとりの働く意欲を育て、卒業後に向けての目標が明確となるなども、企業にとって雇用の目安となるような「滋賀らしい」技能検定を実施する。	しがしごと検定を活用した職業教育の推進	しがしごと検定を活用した職業教育の推進 検定本格実施		→ →	就職希望者全員の受検		→
⑦ 障害のある生徒への理解と実習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、企業や経済団体と共に支援の仕組みを研究・検討する。	「しがしごと応援団」(仮称)の活用による授業改善と障害者雇用の理解啓発の促進	「しがしごと応援団」(仮称)の活用による授業改善と障害者雇用の理解啓発の促進 「しがしごと応援団」(仮称)の活用と登録企業の拡大 創設					→
⑧ 障害のある生徒の居住地域の福祉・労働等の関係機関との連携をして、労働支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図る。	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携による支援の充実 就労および進学支援					→
⑨ 福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。	特別支援学校高等部への生活技能コースの設置	生活の質を高める指導の充実 教育課程の編成、施設設備の研究 研究結果に基づく設置計画の策定					→

注2 発達段階に応じた指導の充実		目標の達成に向けた考え方									
		○ 早期の段階からの専門的な指導・支援により、障害のある子どもの能力の伸長と豊かな成長をめざした幼稚園における各種改修を図る。									
項目	具体的な取組	取組目標	年次計画								→
			H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
2(1) 各発達段階に共通した事項	① 教員や保護者・県民に対して、発達障害を含む障害のある子どもの理解を深め、子ども一人ひとりに応じた指導と支援の充実を図る。	指導・啓発資料等の作成・活用や学習機会の提供による障害理解の促進と指導・支援の充実	資料等を活用した啓発や指導・支援の充実								→
	② 発達段階に応じた基本的な運動能力を身に付けさせ体力の向上を図るため、生涯スポーツにつながる様々な運動や生涯スポーツに取り組む機会を設ける。	障害のある児童・生徒の体力の向上の推進	障害のある児童・生徒の体力の向上の推進	体力の向上の推進	→	→	→	→	→	→	→
2(2) 幼稚園・保育所・認定こども園等の段階	① 幼稚園・保育所・認定こども園等における発達障害を含む保護者への情報提供が適切な支援を行うよう、幼稚園・保育所・認定こども園等からの要請により、特別支援学校のセンター的機能を活用した支援や情報提供を推進する。 ② 幼稚園・保育所・認定こども園等において適切な就学指導や保護者への情報提供が行われるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等からの専門性の要請により、就学相談担当者の力量の向上を図るために研修を実施する。	特別支援学校のセンター的機能を活用した幼稚園・保育所・認定こども園等への情報提供の推進と支援の充実	幼稚園・保育所・認定こども園等における発達障害を含む保護者への情報提供が適切な支援を行うよう、幼稚園・保育所・認定こども園等からの要請により、特別支援学校のセンター的機能を活用した支援や情報提供を推進する。	情報提供の推進と支援の充実	調査・研究						→
	③ 全ての児童が、互いの違いやよさを認め磨き合いう人権の視点を大切にした集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合いう人権の視点を大切にした集団づくりの推進	就学相談担当者の力量向上を図る研修の実施	就学相談の実施							→
2(3) 小学校段階	① 小学校における読み書きの困難さの改善等、LDやADHD等の発達障害のある児童への専門的な指導の充実を図る。 ② 全ての児童が、互いの違いやよさを認め磨き合いう人権教育を推進するため、人権教育の視点を大切にした集団づくりを進めること。	専門家や関係機関と連携した小学校における発達障害のある児童への専門的な指導・支援の充実	読み書きの困難さ等を改善する専門的な指導・支援の実施	読み書き教室の推進	通級指導室の充実と活用の促進	(指導時間: 小100% 支援時間: 小80%)					→
		互いの違いやよさを認め磨き合いう人権教育を大切にした集団づくりの推進	読み書きの困難さ等を改善する専門的な指導・支援の実施	読み書きの困難さ等を認め磨き合いう人権教育を大切にした集団づくりの推進	読み書きの困難さ等を認め磨き合いう人権教育を大切にした集団づくりの推進						→

項目	具体的な取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
2(4)中学校段階	① 中学校における対人関係の困難さの改善等、コミュニケーション力に課題のある生徒への専門家や関係機関と連携した中学校における発達障害のある生徒への専門的な指導の専門的な指導の充実を図る。	対人関係の困難さを改善する専門的な指導・支援の実施	通級指導教室の充実と活用の促進		(指導計画:中100%) (支援計画:中20%)			→
	② 全ての生徒が、互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの実施	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にした集団づくりの推進	集団づくりの推進					→
2(5)高等学校段階	① 生徒に充実感や成功体験を味わわせた人間関係の困難さの改善を図るために、教員を対象としたソーシャルスキルトレーニング指導者研修を実施し、発達障害のある生徒への指導力の養成を図る。	ソーシャルスキルトレーニング指導者研修の実施	研修講座の開設		(指導計画:高80%) (支援計画:高80%)			→
	② 障害のある生徒の卒業後の自立向上を図るために、対人関係に困難さのある生徒への専門的な指導・支援を充実させるとともに、特別な教育課程編成の研究を進めます。	高等学校における自立活動等の特別な教育課程および授業改善に関する研究の推進	研究校におけるモデル事業の実施(3年次)	モデル事業の成果検証と普及				→
2(6)特別支援学校各学部段階	③ 全ての生徒が、互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にした集団づくりの推進	集団づくりの推進					→
	① 福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。	特別支援学校高等部への生活技能コースの設置	教科課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定				
	② 生徒の芸術・創造活動の充実・向上をめざし、活動発表の場を設定するなど、障害のある生徒の文化芸術活動の充実と発展を図る。	障害のある生徒の文化芸術活動の活性化	発表会等の実施					→

柱3 教員の指導力や専門性の向上	目標 ○発達障害のある子どもたちの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。 ○全ての学校園等における教員研修を充実させることで、各学年間の人事交流を促進する。							
	目標の達成に向けた考え方 ○発達障害を含む「体制づくり」を推進するために、全教職員に対する子どもの障害に関する理解の促進を図る。 ○「地域で学ぶ」体験による実践的な学習を通じて、通常の学級の担任を含む全教員の障害のある子どもへの指導力を向上させる。 ○適切な合理的配慮の提供が図られるよう、教員の特別支援教育に係る専門性を高めるとともに、様々な事例の共有化を進めること。							
項目	具体的な取組	取組目標	H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37 年次計画
3(1) 管理職のマネジメント力の強化と教職員対象研修の実施	① 初任者研修、10年経験者研修における障害および合理的配慮の強化し、障害のある子どもとの理解促進と教育的実践力を強化する。 ② 組織体制強化のため、新任校長研修・新任教頭研修等の管理職研修における研修充実によるマネジメント力の強化を図る。	初任者研修・10年者研修による実践力の強化に係る研修充実による障害および合理的配慮の実施	初任者研修の実施	初任者研修・10年者研修における障害および合理的配慮の実施				
3(2) 指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進	③ インクルーシブ教育の基礎となる人権教育の視点から、教員の資質向上を図る。 ① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進め、これら計画に基づいた効果的な指導・支援が実施できるよう、専門家の活用を図るとともに組織体制の強化を図る。 ② 教員の採用方法を工夫検討し、特別支援教育に関する資質と能力の高い教員の採用を進める。 ③ 小中高等学校と特別支援学校との校間人事交流を促進し、教員の実践的な指導力の向上を図る。	人権教育研修による教員の資質向上 上 ③ インクルーシブ教育の基礎となる人権教育の視点から、教員の資質向上を図る。 ① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進め、これら計画に基づいた効果的な指導・支援が実施できるよう、専門家の活用を図るとともに組織体制の強化を図る。 ② 教員の採用方法を工夫検討し、特別支援教育に関する資質と能力の高い教員の採用を進める。 ③ 小中高等学校と特別支援学校との校間人事交流を促進し、教員の実践的な指導力の向上を図る。	人権教育リーダーの養成	人権教育研修による教員の資質向上 の向上	人権教育実践力の向上	指導力向上と組織体制の強化	専門家の派遣	人権教育研修による教員の資質向上 上 ③ インクルーシブ教育の基礎となる人権教育の視点から、教員の資質向上を図る。 ① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進め、これら計画に基づいた効果的な指導・支援が実施できるよう、専門家の活用を図るとともに組織体制の強化を図る。 ② 教員の採用方法を工夫検討し、特別支援教育に関する資質と能力の高い教員の採用を進める。 ③ 小中高等学校と特別支援学校との校間人事交流を促進し、教員の実践的な指導力の向上を図る。
		人権教育研修による教員の資質向上 上 ③ インクルーシブ教育の基礎となる人権教育の視点から、教員の資質向上を図る。 ① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進め、これら計画に基づいた効果的な指導・支援が実施できるよう、専門家の活用を図るとともに組織体制の強化を図る。 ② 教員の採用方法を工夫検討し、特別支援教育に関する資質と能力の高い教員の採用を進める。 ③ 小中高等学校と特別支援学校との校間人事交流を促進し、教員の実践的な指導力の向上を図る。						

項目	具体的な取組	取組目標	年次計画				
			H28	H29	H30	H31	H32
(3) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上	① 大学等への研修派遣の充実により、特別支援教育に関する専門的指導や助言ができる人材の育成を図る。	大学等への研修派遣の充実による人材育成の推進(特別支援学校)	大学等への研修派遣の充実(特別支援学校の実施)	大学等への研修派遣の充実(小中学校)	大学等への研修派遣の充実(小中学校)	大学等への研修派遣の充実(小中学校)	大学等への研修派遣の充実(小中学校)
	② 全ての特別支援学校教員について、特別支援学校教諭免許状取得促進による専門性の向上	免許状保有率の向上(近隣大学、放送大学との緊密な連携)	免許取得の促進(特別支援学校は義務化検討)	免許状保有率の向上(近隣大学、放送大学との緊密な連携)	免許状保有率の向上(近隣大学、放送大学との緊密な連携)	免許状保有率の向上(近隣大学、放送大学との緊密な連携)	免許状保有率の向上(近隣大学、放送大学との緊密な連携)
	③ 各々のニーズに応じた合理的配慮が提供できる特別支援学校教諭免許状取得促進とともに、特別支援学校教諭免許状取得をめざす教員に、特別支援学校教諭免許状取得促進においても可能な限りに置いて特別支援学校教諭免許状の取得を進めること。	ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりと適切な合理的配慮が提供できるテキスト開発	ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりと適切な合理的配慮が提供できる専門性の開発	セミナー研究 成果物等の改定および普及	セミナー研究 担任用テキスト開発	セミナー研究 普及・活用	セミナー研究 普及・活用
		特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実による専門性向上	特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実による専門性向上	特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実による専門性向上	特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実による専門性向上	特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実による専門性向上	特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実による専門性向上
		授業改善・教材開発に係る研修・研究による実践力の向上	授業改善・教材開発に係る研修・研究による実践力の向上	課題別研修の実施	課題別研修の実施	課題別研修の実施	課題別研修の実施
		滋賀のめざす特別支援教育ビジョンに係る課題に関する研究による実践力の向上	滋賀のめざす特別支援教育ビジョンに係る課題に関する研究による実践力の向上	課題研究の実施	課題研究の実施	課題研究の実施	課題研究の実施
		① 効果的な研修・研究により、教職員の専門的な知識や指導法・技能の習得を図り、実践力を向上させる。	② 特別支援教育ユアーダー研修教育を進めると資質と能力の向上を図る。	特別支援教育ユアーダー研修の実施	特別支援教育ユアーダー研修の実施	特別支援教育ユアーダー研修の実施	特別支援教育ユアーダー研修の実施
		③ ICT機器の活用を取り入れた授業改善研究の推進	ICT機器の活用を取り入れた授業改善研究の推進	アーリーダー研修 第2期(2か年)	アーリーダー研修 第3期(2か年)	アーリーダー研修 第3期(2か年)	アーリーダー研修 第3期(2か年)
		④ モデル校研究による実践的研究	モデル校研究による実践的研究	モデル校研究による実践的研究	モデル校研究による実践的研究	モデル校研究による実践的研究	モデル校研究による実践的研究
		⑤ 特別支援教育の視点を取り入れた学ぶ力向上のテキスト開発と普及	特別支援教育の視点を取り入れた学ぶ力向上のテキスト開発と普及	セミナー研究 成果発信	セミナー研究 成果発信	セミナー研究 成果発信	セミナー研究 成果発信
		⑥ ICT機器の活用を含むユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善研究の推進	⑥ ICT機器の活用を含むユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善研究の推進	アーリーダー研修 第2期(2か年)	アーリーダー研修 第3期(2か年)	アーリーダー研修 第3期(2か年)	アーリーダー研修 第3期(2か年)
		⑦ センター研究による実践的研究	センサー研究による実践的研究	センサー研究による実践的研究	センサー研究による実践的研究	センサー研究による実践的研究	センサー研究による実践的研究

柱 4 教育環境の充実	目標 ○ 基礎的な教育環境を整えることによるひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。 ○ 子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、見直しできるよう、教育環境の整備とその充実を図る。 ○ 合理的配慮の提供が適切にできるよう、基礎的環境整備を進めること。	項目	具体的な取組	取組目標	年次計画					
					H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
4(1) 共に学ぶための新たな仕組みづくり	① 合理的配慮の提供に係るモデル事業の実施およびその成果の普及により、県内の取組を促進させる。			合理的配慮の提供にかかる市町との共同研究の実施						
	② 多様化する学びの場の整備に向けて、小中学校および高等学校への新たなる特別支援学校分教室の設置等について研究・検討を進めること。			研究対象市町の決定 共同研究1年次	共同研究2年次	研究結果の検証・普及				→
38	③ 小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度のあり方について研究・検討を進めること。			小中学校への分教室の設置						
	④ 小中学校における充実	① 特別支援学校との「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究・検討を満たす児童生徒を対象に、支援員を配置する市町に支援する。 H27～：県1/2 市町1/2		モデル事業の研究・検討と実施	研究結果に基づく設置検討	モデル事業の研究・検討と実施	研究結果に基づく設置検討	制度導入準備		
	② 医療的ケアの必要な児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、看護師を配置する市町に対し、国との連携のもと支援する。 H28～：県1/3、市町1/3			地域で学ぶ支援体制強化事業(支援員)による教育環境の充実	H27開始分	→	H28開始分	→		→
	③ 通級指導教室の計画的な配置とその充実および専門性の向上に努める。			地域で学ぶ支援体制強化事業(看護師)の実施	H27開始分	→	H29開始分	→		→
	④ 専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実による指導力の向上			看護師配置補助の実施						→
	⑤ 多人数の特別支援学級における指導体制の充実のための非常勤講師の配置と充実に努める。			きめ細かな指導のための通級指導教室の配置・充実						→
				通級指導教室の配置・充実						→
				専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実による支援						→
				多人数特別支援学級への非常勤講師の配置・充実						→
				多人数特別支援学級への非常勤講師配置						→

項目	具体的な取組	取組目標	年次計画				
			H28	H29	H30	H31	H32
4(3) 高等学校における充実	① 県立高等学校に特別な支援を必要とする生徒への支援スタッフを配置し、発達障害を含む障害の生徒への支援の充実を図る。 ② 発達障害を含む障害のある生徒が県立高等学校入学者選抜における配慮事項等の拡大・充実による環境整備を進めることによる充実を図る。	県立高等学校への支援スタッフの配置	支援スタッフの配置	→	→	→	→
4(4) 特別支援校における充実	③ 発達障害の状況に応じた学びひを推進するため、障害理解の推進を図るとともに、発達障害のある生徒のためのソーシャルスキルトレーニングなどの専門的な指導の実施について研究・検討する。 ④ 今後の国の動向を踏まえつつ、通級による指導のあり方にについての研究・検討による指導のあり方についての研究・検討を進めることによる充実を図る。	発達障害のある生徒へのソーシャルスキル指導	ソーシャルスキルトレーニングの研究・検討	ソーシャルスキルの研究・検討	→	→	→
39	① 学校卒業後の社会的・職業的自立をめざし、職業学科を設置した新たな高等養護学校の必要性について研究・検討を進めることによる充実を図る。 ② 児童生徒等の障害の重度・重複化を踏まえた複数の障害種に対応した特別支援学校の設置と行政区や学校の特色化等について研究・検討を進めることによる充実を図る。	新たな高等養護学校の必要性の研究・検討	新增設の必要性の研究と検証	新設結果に基づく設置の検討	→	→	→
	③ 特別支援学校ににおけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討することによる充実を図る。	社会的・職業的自立をめざす学科コースの設置による職業教育の充実(再掲)	教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定	→	→	→
	④ 障害の状況に応じた指導を充実させたため、専門人材(看護師、理学療法士、ソーシャルワーカー等)の活用を促進することによる充実を図る。	専門人材の活用促進	活用方法の検討	専門人材の活用促進	→	→	→
	⑤ 特別支援学校のセンター的機能の充実による小中高等学校等への支援の強化を検討するなど、関係機関等と連携した地域支援を強化することによる充実を図る。	特別支援学校のセンター的機能の充実(仮称)地域支援センターの必要性の検討	後記結果に基づく設置の実施	センターの研究と検証	→	→	→

柱5 教育における連携(役割分担)の推進	目標	インクルーシブ教育システムの構築に向けた県と市町との役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力のため企業等との連携協力のため企業等との連携協力を幅広く見据えた教育的支援を実現する。
	目標の達成に向けた考え方	① 早期の段階から関係機関と連携した支援を行うことにより、地域での自立と社会参加を推進する。 ② 学校での指導・支援を効果的に進めるために、インクルーシブ教育システムの構築に向けた理解啓発を進めることによる教員との連携による指導力向上と推進体験ができるよう、地域住民とのつながりを深める。
5(1) 県と市町との連携	項目	具体的な取組
5(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携	項目	取組目標
5(1) 県と市町との連携	① 県と市町とが連携して、全ての教員の指導力向上に努める指揮教育における指導力の向上に努めることで、全ての学校における推進体制を強化する。	県と市町の連携による教員の指導力向上と推進体制の強化 県と市町との連携
5(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携	② 県は、市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、県が行うべき役割と市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備充実を進める。 ③ 市町においては、障害のある子どもたちが同じ地域で共に学び、共に生きる力を身に付けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりを推進するとともに、地域住民への理解と啓発を進めること。	「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実(県) 県による特別支援教育体制の整備・充実
5(1) 県と市町との連携	① 学校とPTAが協力して、家庭との連携を深めるとともに、子どもに自信と見通しを持たせることで、発達段階に応じて自律性を高めるなど、家庭の教育力向上を推進する。	学校との連携 家庭との連携 子どもに自信と見通しを持たせられると見られる家庭づくり
5(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携	② 学校により、ボランティアや地域人材等の活用を図るとともに、地域の協力を得て、障害者への理解と支援を推進する。 ③ 保健・医療の関係機関と連携して、障害の重い子どもに対する学校生活の充実と適切な支援に向けた連携を図る。	地域との連携・協働 地域との連携・協働 保健・医療との連携 ボランティアなど地域人材の活用と障害者理解の促進 障害の重い子どもへの適切な支援と障害のある子への早期支援

項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28	H29	H30	H31	H32
5(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携	④ 福祉関係機関との連携のもと、障害のある子どもの学習環境の整備を進めること。 ⑤ ハローワークや働き・暮らし応援センター等の労働関係機関等との連携のもと、卒業後を見据えた社会参加と職業的自立を進めること。	福祉との連携 福祉のある子どもの学習環境の整備の促進 ④ 福祉との連携 障害のある子どもの学習環境の整備の促進 ⑤ ハローワークや働き・暮らし応援センター等の労働関係機関等との連携のもと、卒業後を見据えた社会参加と職業的自立を進めること。	障害のある子どもの早期発見と適切な支援 障害のある子どもの早期発見と適切な支援 ハローワークや働き・暮らし応援センター等の在学中からの活用 ハローワークや働き・暮らし応援センター等の在学中からの活用				
	⑥ 企業や経済団体との連携 （仮称）「しがごと応援団」の創設等を通じて、企業の知見を生かした授業改善の取組を進めること。 障害のある生徒の職業教育を充実させること。	企業や経済団体との連携 企業や経済団体との連携の促進 （仮称）「しがごと応援団」の創設等による企業等との連携 企業や経済団体との連携の促進 （仮称）「しがごと応援団」の創設等による企業等との連携					

目標 6 主旨 適切な就学相談の推進	目標達成に向けた考え方		年次計画						
	項目	具体的な取組	取組目標	H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
6(1) (仮称)県教育支援委員会の設置と充実	① 県就学指導委員会の機能を見直し充実させた(仮称)県教育支援委員会の設置により、早期段階から学校卒業までの機能の拡充 ② 各市町の就学指導・相談についても、要請に応じて、望ましい学びの場の柔軟な適切な就学先決定と「合理的配慮」の提供への指導・助言 選択や助言ができる体制整備を進めます。	(仮称)県教育支援委員会の設置と充実	(仮称)県教育支援委員会の設置・運営 「発達障害」部の設置						
6(2) 適切な就学相談システムの構築	① 障害のある子どもとその保護者が、県内どの市町においても同様の就学指導や指導が受けられる体制整備を進めます。 ② 特別支援学校のセンター的機能による適切な情報提供に対応するための相談対応を充実させます。	就学指導と「合理的配慮」の提供に関する指導・助言 統一的指標等の作成とその活用 発達障害の早期発見と適切な支援に向けた研究 特別支援学校セントラル機能による適切な情報提供に対する研究	「知的障害」の活用および検証 「発達障害」スクリーニングシートの作成 幼稚園・保育所・認定こども園等への支援 就学相談担当者の力量向上(再掲)						
	③ 就学相談担当者の力量向上を図るための専門研修を実施する。	就学相談担当者の力量向上を図る研修の実施	専門研修の実施						

項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28	H29	H30	H31	H32
6(2) 適切な就学相談システムの構築	④ 多様化するニーズに対応することができるよう、専門家や関係機関等と連携した市町への支援の充実を図る。	指導主事や関係機関、専門家等で構成するサポートチームによる市町への支援の研究・検討を実施	指導主事派遣 ・サポートチームによる市町支援の研究・検討	指導主事派遣 ・サポートチームによる市町支援の研究・検討結果に基づく市町支援の実施			→ H33～H37
6(3) 総合教育センターの相談支援機能の強化	① 困難ケースへの適切な対応を図るために、関係機関との連携や、医師、臨床心理士等の専門家を活用した相談・支援機能の充実を図る。 ② 相談対象を本人、保護者、教職員等として、発達障害等の子どもとの適切な支援について、つながるよう機能の充実を図る。	関係機関との連携や専門家の活用による相談・支援機能の充実に向けた研究・検討	相談事例の分析、専門家活用の研究・検討	研究・検討結果に基づく相談・支援の実施			→ H33～H37

< 資 料 >

【あ行】

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されることなく、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

【か行】

学習障害（LD）Learning Disabilities

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

H11.7 「学習障害児に対する指導について（報告）」より

キャリア教育

キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。

H23.1 「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」より

高機能自閉症 High-Functioning Autism

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

H15.3 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」より

合理的配慮と基礎的環境整備

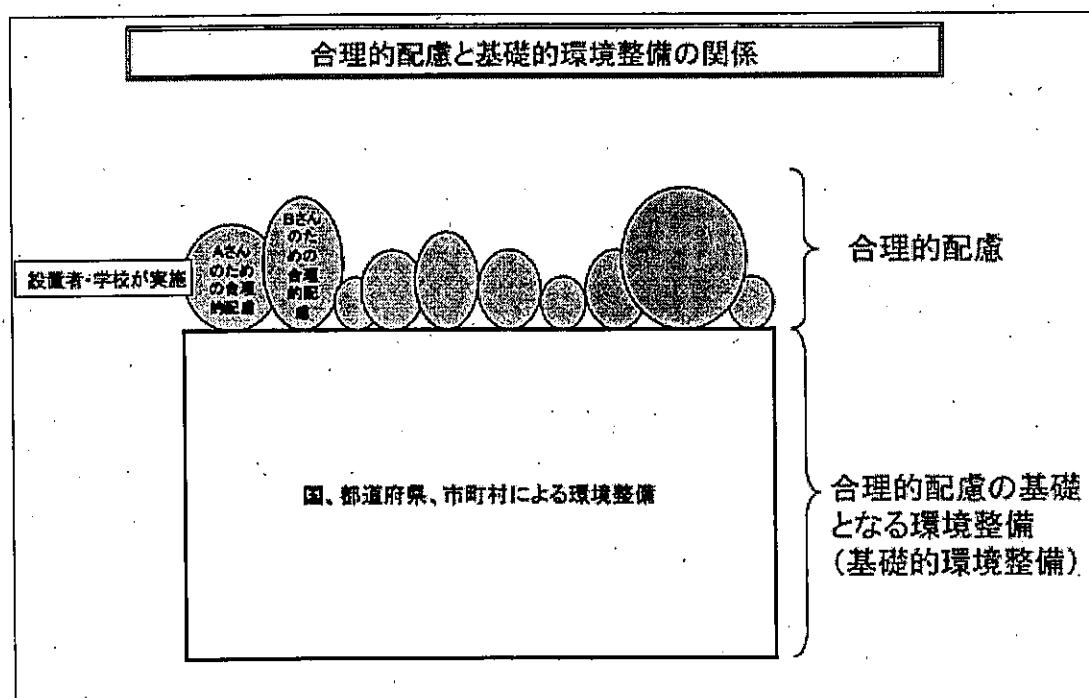
＜合理的配慮＞

合理的配慮は、障害者の権利に関する条約において提唱された新たな概念であり、中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と定義されている。同時に、合理的配慮については、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と示されており、合理的配慮の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が、体制面、財政面をも勘案し、均衡を失した又は過度の負担について個別に判断することとなる。

＜基礎的環境整備＞

この合理的配慮の基礎となる環境整備として、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内でそれぞれに行う教育環境の整備を基礎的環境整備と呼ぶ。

この基礎的環境整備を基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて合理的配慮を提供することとなる。



H24.7 中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より

個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」とは、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定されるもので、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することが意図されている。

H17.12 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」より

個別の指導計画

児童生徒一人ひとりの障害の状況等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

【た行】

注意欠陥多動性障害（A D H D）Attention-deficit/hyperactivity disorder

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

H15.3 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」より

通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍する、比較的軽度の言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある児童生徒を対象として、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な特別の指導を行う教室である。特別の指導に係る授業時数は、年間10単位時間から280単位時間までを標準としている。

特別支援学級

学校教育法の規定により、通常の小学校および中学校に設置される障害のある児童生徒のための学級。本県内で設置されている学級は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴および自閉症・情緒障害の6種別。

特別支援学校

平成19年の学校教育法改正により、従前の盲・聾・養護学校が一本化されたもの。対象となる児童生徒の障害種別は学校教育法施行令22条の3に規定される5障害（視覚・聴覚・知的障害・肢体不自由・病弱（身体虚弱を含む））である。なお、平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、これまで学校教育法施行令22条の3で示される障害の種別と程度の障害がある児童生徒に対し原則として特別支援学校に就学するものとされていた規定を見直し、22条の3の規定に該当する児童生徒にあっては、個々の児童生徒等について保護者等の意見を聴取したうえで市町教育委員会が総合的な観点からその就学先を決定するものとされた。

特別支援教育

特別支援教育とは、発達障害を含むすべての障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。平成19年4月から、特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

【は行】

発達障害

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

H17.4.1 施行「発達障害者支援法」より

副次的な学籍

ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、個別の教育支援計画および個別の指導計画に基づき、必要な支援を在籍する学校または学級以外でも行うことができるようにするための仕組み。

具体的には、小中学校等に在籍する児童生徒が特別支援学校で指導を受けたり、特別支援学校に在籍する児童生徒が小中学校等で指導を受けたりすることのできる仕組み。



